

黒滝村 災害時職員初動マニュアル

令和6年3月

黒 滝 村

はじめに

本村の防災体制を担っているのは、ほかならぬ職員一人ひとりです。日頃から自分の役割を十分に把握し、災害発生時には、迅速、的確な行動がとれるようにしておくことが重要です。

このマニュアルは、職員がとるべき災害時の初期行動の概要をまとめたものです。マニュアルを常に携帯し、折りに触れて内容を確認し、いざというときに適切な行動がとれるようにして下さい。

また、このマニュアルは各所属の緊急連絡先、関係機関の連絡先、あなたの業務概要、個人情報などの記入で完成し、初めて実用できるものになります。各人で責任をもってこのマニュアルを完成し、おおいに「活かして」いただくようお願いします。

災害対策における村の責務

市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

(災害対策基本法第5条より)

一 目 次

第1章 目的と基本方針	1
1. 目的	1
2. 初動マニュアルの基本方針	1
(1) 判断力の養成	1
(2) 連絡体制の明確化	1
(3) 優先順位をふまえた積極的な対応	1
(4) 情報の収集と連絡	1
(5) 被災者への適切な対応	1
第2章 職員の配備・参集	2
1. 配備体制・動員	2
(1) 水害・土砂災害等発生時の初動対応の組織及び活動体制	2
(2) 地震時の初動対応の組織及び活動体制	3
2. 職員参集の要領	5
(1) 参集場所・本部の設置場所 ⇒ 原則として勤務場所	5
(2) 参集準備	5
(3) 参集途上	6
(4) 事情により参集できなくなったとき	6
(5) 参集途上で救助活動・初期消火活動の現場に遭遇した場合	6
(6) 参集・動員状況の報告	6
(7) 参集後の心構え	7
(8) 機器機能の確保	7
(9) 最初に本部に参集した職員または参集職員が少ない場合	7
第3章 災害対策本部の業務内容	8
1. 災害対策本部設置場所	8
2. 災害対策本部設置の通知等	8
3. 災害対策本部の組織	9
4. 本部長、副本部長等の主な任務	9
5. 黒滝村警戒本部の掌握事務	10
6. 黒滝村災害対策本部の分掌事務	11
7. 災害時の最終意思決定権の順位	13
第4章 災害対策活動の流れ【水害・土砂災害等編】	14
1. 台風・集中豪雨等通過中及び災害発生前後の流れ	14
2. 災害対策本部の初動チェックリスト	15
(1) 初動	15
(2) 被害情報の収集・集約	15

(3) 村災害対策本部の設置	15
3. 本部会議の決定事項・留意事項	16
4. 時系列対応表	17
5. 各部の初動対応項目	18
(1) 総務部	18
(2) 消防部	27
(3) 民生部	27
(4) 建設部	32
(5) 教育部	35
第5章 災害対策活動の流れ【地震編】	37
1. 災害発生直後の流れ	37
2. 災害対策本部の初動チェックリスト	38
(1) 初動.....	38
(2) 被害情報の収集・集約	38
(3) 村災害対策本部の設置	38
3. 本部会議の決定事項・留意事項	39
4. 時系列対応表	40
5. 各部の初動対応項目	41
(1) 総務部	41
(2) 消防部	46
(3) 民生部	47
(4) 建設部	52
(5) 教育部	55
参考資料	57
1. 各種メモ.....	57
(1) 参集経路における被害状況メモ	57
(2) 各自の業務概要	59
(3) 自分の課の緊急時連絡網・防災体制について貼り付けておきましょう！.....	60
(4) 各自の関係機関の連絡先	61
(5) 自分自身のメモ	62
2. 防災関係機関連絡先一覧	63

第1章 目的と基本方針

1. 目的

災害発生時の被害の軽減を図る上で、災害対策本部の設置、職員の参集及び配備の決定、情報の収集、的確な避難指示・誘導等の応急対策を迅速かつ円滑に実施することは、非常に重要です。

本マニュアルは、「水害・土砂災害等」「地震」災害の初動期を中心に各課が実施すべき応急対策を整理し、災害時に職員一人ひとりが、迅速かつ適正に災害対策を実施できることを目的として作成します。

2. 初動マニュアルの基本方針

職員は、住民の安全を確保するため、本マニュアルの習熟に努めるとともに、次の項目について日頃から心がけて下さい。

(1) 判断力の養成

災害時は、各自が緊急に判断しなくてはならない状況が発生するため、的確な判断ができるよう、日頃から災害、救急に関する知識の習熟に努めて下さい。

(2) 連絡体制の明確化

災害時は連絡手段が途絶する可能性があるため、日頃から災害時の様々な状況を想定し、各課における連絡先、連絡手段を明確にしておきましょう。

(3) 優先順位をふまえた積極的な対応

応急対策の実施において、災害時は多くの活動をほぼ同時に行わなくてはならない場合が発生するため、優先順位をふまえ、積極的な対応にあたって下さい。

(4) 情報の収集と連絡

災害後の実施すべき対応は、時間の経過、応急対策の実施状況等により変化するため、新しい情報の収集に努めるとともに、各自が収集した情報、応急対策の実施状況等の報告に努めましょう。

(5) 被災者への適切な対応

災害による家族の死亡や財産損壊による精神的打撃を考慮し、温かい配慮で接し、軽率な言動は慎んで下さい。

第2章 職員の配備・参集

1. 配備体制・動員

(1) 水害・土砂災害等発生時の初動対応の組織及び活動体制

災害等の発生状況に応じた配備体制は、次のとおりとする。

体制	体制時期	体制内容	対応組織
第1次 準備体制 (レベル1)	<ul style="list-style-type: none"> ○暴風、大雨、洪水又は大雪その他の警報が発表されたとき ○台風の接近により、大雨注意報、洪水注意報又は強風注意報が発表されたとき ○その他村長が特に必要と認めたとき 	事態に対処するため、災害防除措置の強化、情勢の把握、連絡活動を主とし、次の動員体制に移行し得る体制とする。	警戒本部
第2次 準備体制 (レベル2)	<ul style="list-style-type: none"> ○上記に加え、災害の危険性が高いとき ○台風の接近により、暴風、大雨又は洪水その他の警報が発表されたとき ○その他村長が特に必要と認めたとき 		
警戒体制 (レベル3)	<ul style="list-style-type: none"> ○局地的災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ○その他村長が特に必要と認めたとき 	情報収集連絡活動に当たるとともに、被害状況等に応じ、速やかに第1次又は第2次非常体制へ移行できる準備を行う。	
第1次 非常体制 (レベル4)	<ul style="list-style-type: none"> ○多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想される時 ○多くの地域で避難指示や孤立集落等が発生し、応急対策が必要となる時 ○多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要となる時 ○その他村長が特に必要と認めたとき 	必要に応じた周囲の救助活動と、情報収集連絡活動等を実施し、被害状況等に応じて、第2次非常体制へ移行できる体制とする。	
第2次 非常体制 (レベル5)	<ul style="list-style-type: none"> ○気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報、又は暴風又は大雨その他にかかる特別警報が発表されたとき ○村内に自然災害(大雨、暴風、土砂災害等)や大規模な火災、爆発等の発生による人的被害(死者、行方不明者等)又は甚大な住家被害(複数の全半壊等)が発生したとき ○村内全域にわたって災害が発生したとき ○その他災害により被害が予想される場合において本部全活動力を必要とする時 ○その他村長が特に必要と認めたとき 	村の組織、機能のほぼすべてをもって応急対策活動に当たる体制とする。	災害対策本部

※非常体制の区分によっては、各課の日常業務を必要最小限にとどめ災害対応を優先とする。

※体制時期及び対応組織について、本部長が特に必要と認めたときは、弾力的な運用を行うことができる。

標準配備要員数

区分	総務課		住民生活課	保健福祉課	林業建設課	企画政策課	議会事務局	教育委員会	診療所	こども園
	会計室									
第1次準備体制 (レベル1)	3	-	-	-	2	-	-	-	-	-
第2次準備体制 (レベル2)	4	-	-	1	3	-	-	1	-	-
警戒体制 (レベル3)	5	1	1	2	5	1	1	1	2	1
第1次非常体制 (レベル4)	5	2	3	4	5	3	1	2	2	2
第2次非常体制 (レベル5)	全 員									

(2) 地震時の初動対応の組織及び活動体制

地震（震度4以上）が発生した場合配備体制は、次のとおりとする。

体制	体制時期	体制内容	対応組織
第1次準備体制 (レベル1)	○村内で震度4の地震が発生したとき ○その他村長が特に必要と認めたとき	事態に対処するため、災害防除措置の強化、情勢の把握、連絡活動を主とし、次の動員体制に移行し得る体制とする。	警戒本部
第2次準備体制 (レベル2)	○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき ○その他村長が特に必要と認めたとき		
警戒体制 (レベル3)	○地震により多くの住屋や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき ○その他村長が特に必要と認めたとき	情報収集連絡活動に当たるとともに、被害状況等に応じ、速やかに第1次又は第2次非常体制へ移行できる準備を行う。	
第1次非常体制 (レベル4)	○村内で震度5弱の地震が発生したとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ○その他村長が特に必要と認めたとき	必要に応じた周囲の救助活動と、情報収集連絡活動等を実施し、被害状況等に応じて、第2次非常体制へ移行できる体制とする。	災害対策本部
第2次非常体制 (レベル5)	○村内で震度5強以上の地震が発生したとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ○その他村長が特に必要と認めたとき	村の組織、機能のほぼすべてをもって応急対策活動に当たる体制とする。	

※夜間や休日等の勤務時間外に地震が発生した場合は、報道メディアによる気象庁が発表した黒滝村の観測地点の震度とする。なお、気象庁の発表がない場合や、震度情報が得られない場合は、体感や建物及びライフライン等の被害状況により初動対応を決定する。また、非常体制の区分によっては、各課の日常業務を必要最小限にとどめ災害対応を優先とする。

第2章 職員の配備・参集

※体制時期及び対応組織について、本部長が特に必要と認めるときは、弾力的な運用を行うことができる。

標準配備要員数

区分	総務課		住民生活課	保健福祉課	林業建設課	企画政策課	議会事務局	教育委員会	診療所	こども園
		会計室								
第1次準備体制 (レベル1)	3	-	-	-	2	-	-	-	-	-
第2次準備体制 (レベル2)	4	-	-	1	3	-	-	1	-	-
警戒体制 (レベル3)	5	1	1	2	5	1	1	1	2	1
第1次非常体制 (レベル4)	5	2	3	4	5	3	1	2	2	2
第2次非常体制 (レベル5)	全 員									

2. 職員参集の要領

(1) 参集場所・本部の設置場所 ⇒ 原則として勤務場所

- ① 本庁勤務職員は、本庁勤務場所（1階執務室）に集合し参集確認を受けます。
- ② 本庁以外勤務職員は、原則として当該勤務場所（施設）に集合し、参集確認を受けます。また、施設の被害状況等の確認・報告を行います。

【参集するとき、気をつけること】

－まず、大きく深呼吸をして落ち着いて下さい－

- まず、自分と家族の身の安全を確認・確保します。
- テレビ・ラジオ等で災害に関する情報を収集します。
- 必要物資（次ページ「登庁にあたってのチェックリスト」）を確認します。
- 近所の職員とともに行動します。
- 参集途上の情報（別紙）を記録します。
特にライフライン、道路、河川、がけ崩れ等の被害情報を中心に。

※ ただし、情報の収集はあくまで付随的な仕事であり、それ自体が目的ではありません。そのために時間を費やしたり、職員自身に危険が及ばないように十分注意して下さい。

(2) 参集準備

大規模災害時には、安易に外を移動するのは危険です。危険から身を守るための方策を各自でとっておきましょう。

また、外出先から参集する場合は、参集準備を整えることが困難と思われるので、十分注意する必要があります。

【登庁にあたってのチェックリスト】

服 装

- 防災服（予備としてトレーニングウェア、作業服などの動きやすい服装）
- 長靴又は運動靴
- 帽子又はヘルメット
- 軍手、手袋

携帯品（長期災害が予想される場合）

- | | | |
|---|------------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 本マニュアル | <input type="checkbox"/> 身分証明書・職員証 | <input type="checkbox"/> 現金 |
| <input type="checkbox"/> 腕時計 | <input type="checkbox"/> 懐中電灯 | <input type="checkbox"/> タオル |
| <input type="checkbox"/> 飲料水（最低1リットル程度の水筒など） | <input type="checkbox"/> 衛生用品、常備薬 | |
| <input type="checkbox"/> 保存食（水がなくても食べられる食品など：3日分程度が望ましい。） | <input type="checkbox"/> 筆記用具 | |
| <input type="checkbox"/> 着替え | <input type="checkbox"/> 雨具 | <input type="checkbox"/> 携帯電話 |
| <input type="checkbox"/> 乾電池（懐中電灯用） | | |
| <input type="checkbox"/> その他（ | | ） |

(3) 参集途上

参集途上で聞きつけた情報は、断片情報であっても各自が持ち寄って下さい。
登庁の手段は、状況により、徒歩・自転車・バイクなどを使用して下さい。

- 情報収集の仕方
 - ・必ずメモをとります（聞きつけた情報を的確に）。
 - ・5W1Hを明確に記録します。いつ（When）どこで（Where）だれが（Who）なにを（What）なぜ（Why）どのように（How）
 - ・ビデオ、デジタルカメラ、携帯電話などの現像が不要のカメラがあれば、その場の状況を記録することができます。
- 情報収集のポイント
 - ・道路、河川、がけ崩れ等の状況：
車が通れるか、路上車両の状況、河川、がけ崩れ等の状況を
 - ・ライフライン状況：停電、断水、ガスの臭い、公衆電話状況などを
 - ・家屋等の被災状況：家屋やブロック、電柱等の倒壊状況などを
 - ・火災の発生状況：延焼及び煙のなびいている方向などを
 - ・住民の状況：混乱、パニック、冷静かなどを、どこで何人程度か
 - ・避難状況：一時避難所への集合状況などを

(4) 事情により参集できなくなったとき

被害状況によっては、所定の場所に参集できないことが考えられます。

- 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長へ連絡するとともに、家族の避難、医療機関への収容等必要な措置をとった後、可能であれば登庁します。
- 交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、その旨所属長に連絡し、自宅待機とします。その後、災害状況の好転等に伴い、登庁可能となった場合は、所定の場所に登庁します。

(5) 参集途上で救助活動・初期消火活動の現場に遭遇した場合

人命の救助を第一として地域住民と協力し適切な行動をして下さい。また、災害対策本部又は奈良県広域消防組合へすぐに連絡して下さい。

(6) 参集・動員状況の報告

各部長は、職員の参集・動員状況を速やかに把握確認し、総務部へ報告するものとし、総務部は、速やかに本部長に報告します。また、報告の時間は本部長が特に指示した場合を除き、1時間単位とします。

- 部名
- 参集・動員連絡済職員の職、氏名、人数
- 連絡が不通となっている職員の職、氏名、人数
- 参集（動員）職員の職、氏名、人数
- 参集に遅れる又は困難となっている職員の職、氏名、人数
- その他（職員の被災状況）

(7) 参集後の心構え

参集後の状況によっては、予想外のことが起こりえます。

- 登庁後は、原則として自分の属する課長等の指示に従い、業務を進めることとなります。
→事務分掌を参照しましょう。

しかし、必ずしも各課に十分な要員が確保できるとは限りません。

- 要員が確保できない場合、本部長等の指示により、自分の属する部・班の事務ではなく、他部・班の事務に従事することがあります。
- 実際の災害時には、予測どおりにならないことが多くあり、マニュアルどおりの対応では、事態の変化に対処できないことがあります。冷静さを失わず、臨機応変の判断で行動して下さい。
- また、平時とは異なった体制で業務を進めていくこととなりますので、「報告（ホウ）・連絡（レン）・相談（ソウ）」をキーワードに、チームワークで業務にあたって下さい。

(8) 機器機能の確保

参集した職員は、電気・通信機器機能の確保を行います。

- 通信網（電話、FAX、携帯電話、庁内LAN、その他防災関連機器等）の点検・確保
- 電源の点検・確保
- その他庁舎機能の点検・確保

(9) 最初に本部に参集した職員または参集職員が少ない場合

災害発生初期段階では、参集人員は大幅に少ない状況が考えられます。十分な数の職員が揃わなければ分担された災害対策活動は不可能ですので、初期参集した職員は、当面次の対応をして下さい。

- 初期に参集した職員の対応
 - ・役場（本部）での情報収集に努めて下さい。
（テレビ・ラジオ放送、インターネット、電話、FAX等）
 - ・役場の被害状況を確認して下さい。危険箇所を見つけた場合は、立入規制をします。
 - ・薬物や危険物等に対しては緊急の防護措置をとります。
 - ・状況判断をし、関係機関へ救援連絡をして下さい。
 - ・ライフラインが途絶している場合は、非常用自家発電施設を使用したり、携帯電話等の操作により被害状況の収集に努めて下さい。
 - ・参集状況に応じた命令系統の指示に従って下さい。

第3章 災害対策本部の業務内容

1. 災害対策本部設置場所

本部長（村長）は、次の場所に災害対策本部を設置します。また、必要に応じてプレスルームを災害対策本部に近接する場所に設置し、報道機関との連携強化に努めます。

- ① 役場庁舎
- ② 被災等により使用できない場合は、被災を免れた最寄りの公共施設内

2. 災害対策本部設置の通知等

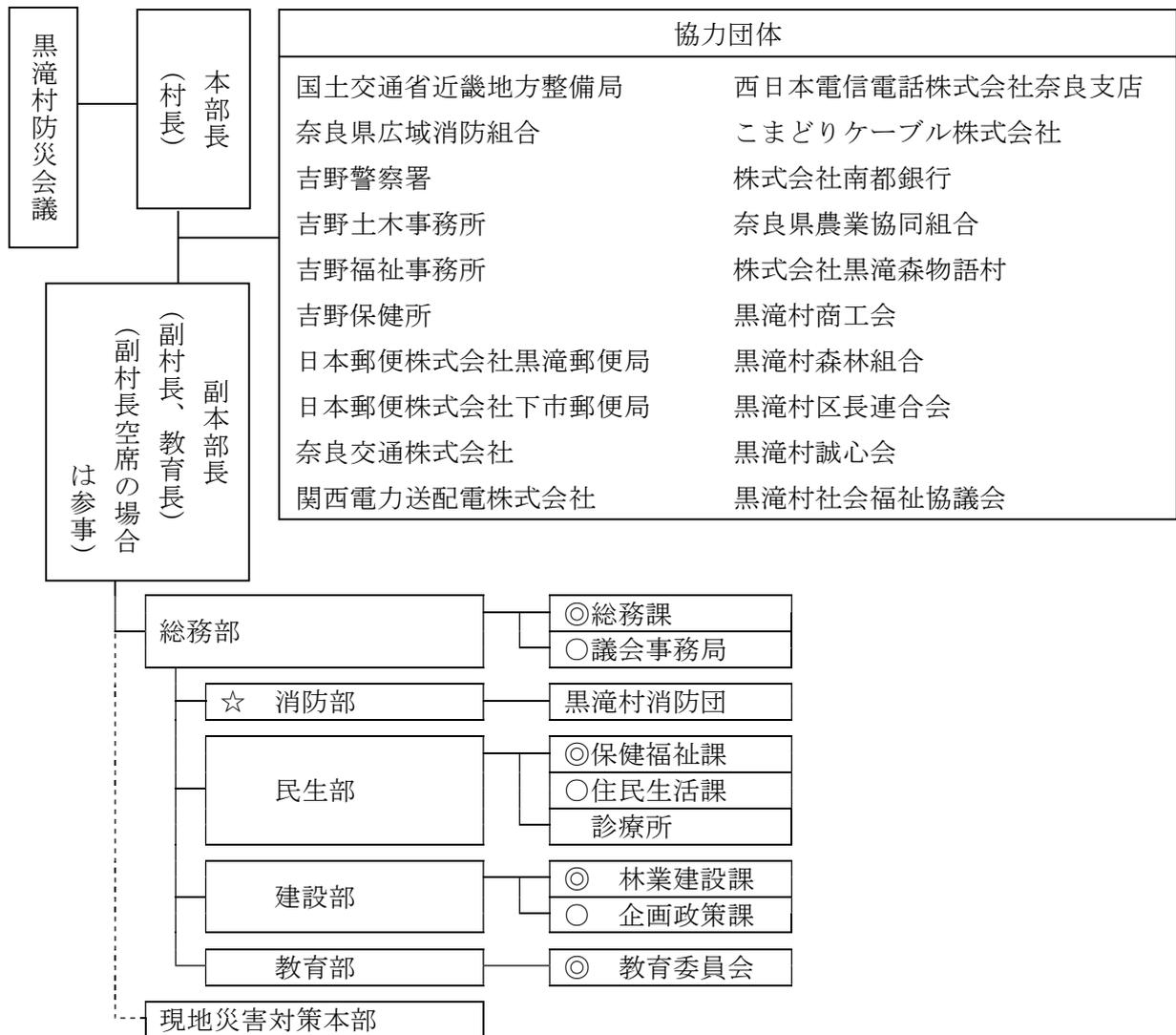
災害対策本部を設置したときは、速やかに次の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の表示を、災害対策本部を設置した庁舎の正面玄関及び災害対策本部設置場所に掲示します。

【災害対策本部設置・廃止の通知区分】

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
庁内各班	庁内放送、携帯電話、メール	総務課長
一般住民	村防災放送、緊急速報メール、村ホームページ、報道機関	
県本部	有線電話、県防災行政通信ネットワーク、FAX	
奈良県広域消防組合	有線電話、県防災行政通信ネットワーク	
吉野警察署	有線電話、県防災行政通信ネットワーク	
近隣市町村	有線電話、県防災行政通信ネットワーク	
報道機関	災害情報共有システム（Lアラート）、電話、FAX	

3. 災害対策本部の組織

【黒滝村災害対策本部組織図】



◎印は課長が部長を、○印は副部長を務める。☆印は消防団長が部長、消防団副団長が副部長を務める。

4. 本部長、副本部長等の主な任務

災害対策本部の本部長は村長とし、事務を総括します。副本部長は副村長及び教育長とし、本部長を補佐します。また、本部長が不在等によりその職務を遂行できないときは、下記順位により指揮権限が委任されます。

第1順位	第2順位
副村長	教育長

5. 黒滝村警戒本部の掌握事務

部名	掌握事務	責任者・担当課
総務部	<ul style="list-style-type: none"> 各部との連絡調整に関する事 県との連絡調整に関する事 本部内の事務に関する事 災害発生速報の把握に関する事 気象警報、地震情報等の受理及び伝達に関する事 避難指示等の決定及び伝達に関する事 被害状況の調査（住民からの被害状況の受付、災害発生速報の記録）に関する事 参集職員の把握と各部への配置（各部長と協議）に関する事 災害対策活動に関する物資（発電機、災害時優先電話、懐中電灯、食糧料の準備）に関する事 	責任者 総務課長 担当課 総務課 議会事務局
民生部	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等の避難誘導體制に関する事 被災者の避難誘導準備並びに避難所の開設準備に関する事 食料その他必要物資の確保斡旋準備に関する事 被災者に対する救援物資の配布準備に関する事 医薬品及び衛生材料の備蓄、供給準備に関する事 	責任者 保健福祉課長 担当課 保健福祉課 住民生活課 診療所
消防部	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所箇所の点検、火災発生状況確認に関する事 村内巡回による情報収集に関する事 災害の予防、警戒並びに防御に関する事 	責任者 消防団長 担当 消防団
建設部	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生速報の把握及び応急措置の実施に関する事 道路、河川、急傾斜地等危険箇所の点検に関する事 上下水道、電気等のライフラインの確認に関する事 	責任者 林業建設課長 担当課 林業建設課 企画政策課
教育部	<ul style="list-style-type: none"> 文教施設の被害調査及び応急対策準備に関する事 	部長 教育次長 担当課 教育委員会 こども園

6. 黒滝村災害対策本部の分掌事務

部名	主な分掌事務	責任者・担当課
各部共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部員の動員配備に関する事 ・ 所管施設の被害調査及び応急対策に関する事（村指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査報告すること） ・ 職員・来庁者の救助・搬送に関する事 ・ 各執務場所の被害状況の把握及び保全措置に関する事 ・ 所属職員・家族等の安否確認、所属職員の参集状況の把握に関する事 ・ 使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関する事 ・ 所管する施設が指定避難所、指定緊急避難場所として開設された場合の協力に関する事 ・ 住家被害状況の調査、被災者名簿（台帳）作成への協力に関する事 ・ 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関する事 ・ 他部他班の応援・協力に関する事 ・ その他本部長の命ずる事項に関する事 	—
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部の企画運営に関する事 ・ 本部指示・命令に関する事 ・ 各部及び関係機関との連絡調整に関する事 ・ 各機関への報告に関する事 ・ 気象警報、地震情報等の受理及び伝達に関する事 ・ 避難指示等の決定及び伝達に関する事 ・ 警戒区域の設定に関する事 ・ 災害発生情報、被害状況の調査及び被害情報の収集に関する事 ・ 諸情報の住民への周知に関する事 ・ 現地写真、その他広報活動に必要な資料の収集及び民生安定のための広報活動に関する事 ・ 報道機関への連絡・対応及び情報提供に関する事 ・ 自衛隊の派遣要請に関する事 ・ 県又は他市町村への応援依頼に関する事 ・ 受援に関する状況把握・取りまとめ、体制確保に関する事 ・ 災害救助法適用に必要な災害調査に関する事 ・ 復興計画に関する事 ・ 本部職員の給与に関する事 ・ 災害救助費の出納に関する事 ・ 災害救助基金の管理及び経理に関する事 ・ 災害時の通信に関する事 ・ 公用自動車等の管理に関する事 ・ その他各部の業務に属さない事 ・ 罹災証明書の発行 	部長 総務課長 副部長 議会事務局長 担当課 総務課 議会事務局
消防部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防計画に関する事 ・ 被害情報の収集及び調査に関する事 ・ 災害現場における消防活動及び防災業務に関する事 ・ 火災警報の発令及び気象情報に関する事 ・ 被災者の救出及び避難指示、誘導に関する事 ・ 消防団長の指示による防災業務に関する事 ・ 広域消防組合との連絡調整に関する事 	部長 消防団長 副部長 消防副団長

部名	主な分掌事務	責任者・担当課
民生部	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の救出並びに捜索に関する事 ・要配慮者等の避難等支援に関する事 ・避難行動要支援者名簿の作成、運用に関する事 ・被災者の避難誘導並びに避難所の開設・管理に関する事 ・福祉避難所に関する事 ・食料その他必要物資の確保斡旋及び物資集積所の管理に関する事 ・被災者に対する救援物資の配布に関する事 ・日赤奉仕団等の応援要請、受入配置に関する事 ・一般ボランティアの受入れ及び連絡調整に関する事 ・炊出し等による被災者に対する食生活の保護に関する事 ・感染症防止のための予防接種に関する事 ・医薬品及び衛生材料の備蓄、供給に関する事 ・災害により傷害を受けた人及び感染症にかかった人の医療及び助産に関する事 ・遺体の収容・処理及び埋火葬に関する事 ・災害廃棄物の処理に関する事。 ・被災地域の防疫に関する事 ・被災地・避難所の感染症予防・応急対策に関する事 ・保健所との連絡に関する事 ・清掃及びし尿処理、下水道処理に関する事 ・災害時のペット対策と死亡獣畜の処理に関する事 ・被災者相談窓口の設置に関する事 ・被災者名簿（台帳）作成に関する事 	<p>部長 保健福祉課長 副部長 住民生活課長</p> <p>担当課 保健福祉課 住民生活課 診療所</p>
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋りょうの応急修理並びに緊急施設に関する事 ・河川及び砂防施設等の応急復旧に関する事 ・村有建物の被害調査と報告に関する事 ・仮設住宅の建設及び応急修理に関する事 ・建物及び被災宅地の応急危険度判定の依頼と受入れに関する事 ・資機材の現地調達に関する事 ・耕地、山林の災害状況調査並びに応急対策に関する事 ・飲料水の確保に関する事 ・簡易水道施設等の応急修理に関する事 ・飲料水の適否の検査に関する事 ・災害応急物資、資機材の輸送に関する事 ・交通対策に関する事 ・観光・宿泊施設における宿泊客の安全確保に関する事 ・がれき処理、障害物・堆積土砂の除去に関する事 ・文化財の保護に関する事 	<p>部長 林業建設課長 副部長 企画政策課長</p> <p>担当課 林業建設課 企画政策課</p>
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・文教施設の被害調査及び応急対策に関する事 ・応急教育の実施並びに運営に関する事 ・教材、学用品等の調達、給付に関する事 ・学校、こども園の保健衛生に関する事 ・学校、こども園の給食指導に関する事 	<p>部長 教育次長</p> <p>担当課 教育委員会 こども園</p>

7. 災害時の最終意思決定権の順位

あなたの課・係内の意思決定順位を確認し、記入しましょう。

指揮順位：上位の者が不在の場合は下位の順序の者が災害対策に関する最終決定権を持つものとします。

あなたの課・係

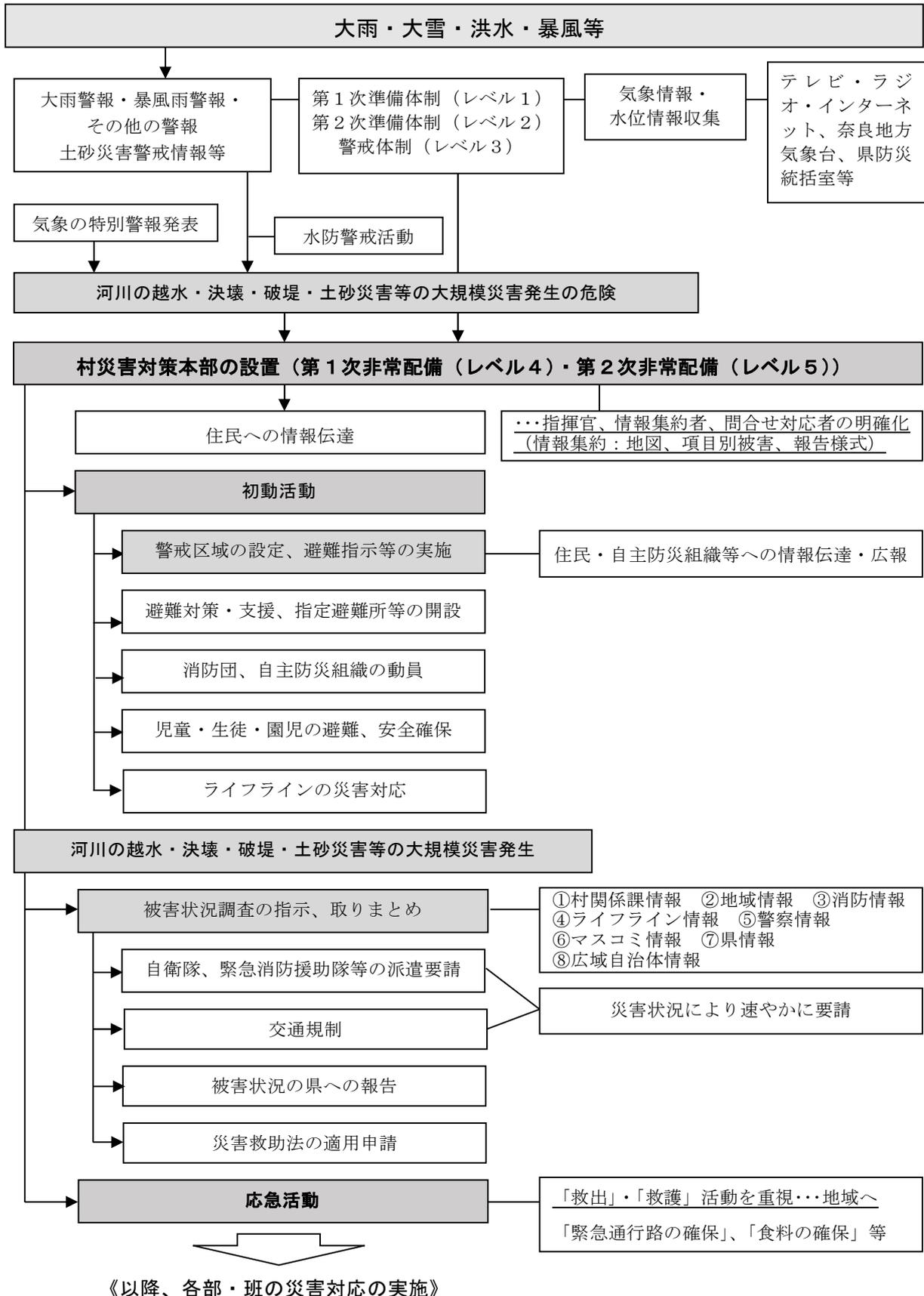
順位 1 :

順位 2 :

順位 3 :

第4章 災害対策活動の流れ【水害・土砂災害等編】

1. 台風・集中豪雨等通過中及び災害発生前後の流れ



2. 災害対策本部の初動チェックリスト

(1) 初動

- 参集途上情報の収集
- 村災害対策本部の立ち上げ
- 掲示板の準備
- テレビ・ラジオ・パソコンの準備
- 管内地図の準備
- 各種報告用紙の準備
- 参集職員の人数確認
- 本部設置及び優先対応への必要人員の確保
- 職員用の衣食・暖房の確保
- 職員の睡眠場所の確保

(2) 被害情報の収集・集約

① 役割分担

- 事務分掌に沿った役割分担の実施
- 優先される応急対応の決定

② 被災地の状況確認

- テレビ・ラジオ情報の収集
- インターネット（ニュース等）、ソーシャルネットワーク情報の収集
- F A Xによる情報の収集・集約
- 電話による情報の収集・集約
- 公的機関・被災地からの情報収集
- 各種情報の取りまとめ
- 総務課長により、公表資料の確認

(3) 村災害対策本部の設置

- 電話線（電話回線用ケーブルドラム、電源ケーブルドラム）、電話の設置
- ホワイトボード配置

3. 本部会議の決定事項・留意事項

区分	チェック項目
<p>● 本部会議の決定事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 職員の参集状況 <input type="checkbox"/> 参集職員の対応別動員数の決定、交替要員の確保・派遣 <input type="checkbox"/> 被害情報の収集 <input type="checkbox"/> 災害対応方針の決定 <input type="checkbox"/> 災害の状況に応じた優先対応事項の決定 <input type="checkbox"/> 現地災害対策本部設置の決定 <input type="checkbox"/> 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】災害発生情報の決定 <input type="checkbox"/> 警戒区域の設定 <input type="checkbox"/> 避難所の開設 <input type="checkbox"/> 報道対応 <input type="checkbox"/> 住民への広報・相談体制の確保 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者への対応方針の決定 <input type="checkbox"/> 応援要請（県、他市町村、自衛隊、緊急消防援助隊、応援協定先等） <input type="checkbox"/> 災害救助法の適用申請 <input type="checkbox"/> 消火、救急、救助活動方針の決定 <input type="checkbox"/> 道路の確保 <input type="checkbox"/> その他災害対応上の重要事項
<p>● 本部会議運営の留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本部会議は、災害対策本部設置後、速やかに開催 <input type="checkbox"/> 意思決定代理者の明確化（決定順位者による、避難指示等の代理決定） <input type="checkbox"/> 本部会議は、定期的開催し、各部の対応状況を把握 <input type="checkbox"/> 最新の被害状況・対応状況等を踏まえ、優先対応について方針決定 <input type="checkbox"/> 指揮命令系統、役割分担の明確化（本部会議での決定） <input type="checkbox"/> 優先対応事務への職員の横断的な動員 <input type="checkbox"/> 記者会見（報道対応）は、本部会議決定事項を、定時に資料をもって実施 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1回目の記者会見のタイミングが重要 <input type="checkbox"/> 記者発表会場の確保 <input type="checkbox"/> 報道記者の待機場所の確保 <input type="checkbox"/> 発表資料は、ホワイトボード等に常時掲示 <input type="checkbox"/> 管内地図〔地名□ふりがな付き〕にて被害状況等を提示 <input type="checkbox"/> 広報関係者の駐車場の確保 <input type="checkbox"/> 災害対応記録の整理（時系列で整理） <input type="checkbox"/> 前兆現象を見逃さない <input type="checkbox"/> 重要情報を見逃さない（重要情報は遅れて入る傾向にある） <input type="checkbox"/> 空白地区を見逃さない（連絡がない地区をなくす） <input type="checkbox"/> 情報処理体制の確保（電話対応、受領情報整理、情報伝達の体制確保） <input type="checkbox"/> 避難指示や応援要請の空振りを恐れない <input type="checkbox"/> 二次災害に注意 <input type="checkbox"/> 住民への定期的な情報提供（避難所だより等の発行）

4. 時系列対応表

	初動対応期	～半日程度～	～1日程度～	～3日程度～
(1) 総務部 【◎総務課】 【○議会事務局】	[1] 気象情報等の収集【以後、適時】 [2] 雨量情報等の収集【以後、適時】 [3] 準備体制 [4] 警戒体制 [5] 非常体制 [6] 職員の動員状況の確認【以後、適時】 [7] 災害対策本部の設置・運営 [8] 県への報告① [9] 本部会議の開催【以後、適時】 [10] 避難指示等の発令【以後、適時】 [11] 住民への気象情報等の伝達① [12] 住民への気象情報等の伝達② [13] 高齢者等避難、住民への広報【以後、適時】 [14] 住民への気象情報等の伝達③【以後、適時】 [15] 避難指示・緊急安全確保等、住民への広報【以後、適時】 [16] 被害状況調査の指示 [17] 各部からの被害情報収集【以後、適時】 [18] 被害状況調査の取りまとめ【以後、適時】 [19] 消防団の動員、自主防災組織への要請 [20] 警戒区域の設定【以後、適時】 [21] 県への報告②【以後、適時】 [22] 自衛隊、緊急消防援助隊等の派遣要請依頼	[23] 緊急通行車両の確保 [24] 職員体制の整備 [25] 県及び応援協定団体等への応援要請【以後、適時】 [26] 被害状況の報道機関への発表【以後、適時】 [27] 住民、自治会・区長への広報【以後、適時】	[28] 防災行政放送、広報紙、インターネット等による広報【以後、適時】 [29] 県及び応援協定団体等の受入れ [30] 村議会との連絡調整【以後、適時】 [31] 災害救助法の適用判断及び申請	[32] 村外への避難【以後、適時】 [33] 広域避難の受入れ [34] 県への報告③ [35] 罹災証明書の発行
(2) 消防部 【黒滝村消防団】	～消防計画による～			
(3) 民生部 【◎保健福祉課】 【○住民生活課】 【診療所】	[1] 避難所の開設・管理・運営 [2] 避難指示等の実行【以後、適時】 [3] 避難行動要支援者に対する避難支援 [4] 各被害状況調査【以後、適時】 [5] 住民からの被害情報収集【以後、適時】 [6] 医療救護所の設置・運営 [7] 医療救護活動	[8] 避難者名簿の作成【以後、適時】 [9] 被災者の安否情報の問い合わせへの対応【以後、適時】 [10] 食料品の確保【以後、適時】 [11] 生活必需品等の確保【以後、適時】 [12] 帰宅困難者への対応 [13] 食料品の配給【以後、適時】	[14] 福祉避難所の開設・運営 [15] 避難所における医療救護活動【以後、適時】 [16] 生活必需品等の配給【以後、適時】 [17] 炊き出しの実施【以後、適時】 [18] 仮設トイレの設置【以後、適時】 [19] 防疫措置の実施【以後、適時】	[20] 遺体の捜索・処理 [21] 広域避難の受入れ [22] し尿の収集・処理 [23] 廃棄物の収集・処理 [24] ボランティアとの連携 [25] 被災者相談窓口の設置 [26] ペット対策 [27] 死亡獣畜の処理 [28] 被災者台帳の作成 [29] 義援金品の管理 [30] 義援金品の配分
(4) 建設部 【◎林業建設課】 【○企画政策課】	[1] 水位情報の収集【以後、適時】 [2] 災害危険箇所のパトロール【以後、適時】 [3] 交通規制【以後、適時】 [4] 土砂災害への対応【以後、適時】 [5] 各被害状況調査【以後、適時】	[6] 飲料水の確保【以後、適時】 [7] 上下水道関連施設の応急処置【以後、適時】	[8] 被災宅地危険度判定の実施 [9] 応急給水の実施【以後、適時】 [10] 農林業に関すること【以後、適時】 [11] 障害物の除去【以後、適時】 [12] 災害危険箇所の応急対策【以後、適時】	[13] 応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、文化財の応急対策 [14] 農林業関係者への措置 [15] 中小企業関係者への措置
(5) 教育部 【◎教育委員会】	[1] 児童・生徒の安全確認、避難 [2] 保護者等からの問い合わせへの対応 [3] 各被害状況調査【以後、適時】	[4] 被災児童・生徒への対応【以後、適時】	[5] 学校教育施設の応急対策【以後、適時】	[6] 社会教育施設の応急対策【以後、適時】 [7] 応急教育の実施に向けた調整 [8] 児童・生徒の学用品等の確保及び支給 [9] 応急教育の実施

※ ◎印は課長が部長を、○印は副部長を務める。消防部は消防団長が部長、消防団副団長が副部長を務める。

※ 時系列対応表の、各部・班及び災害対応事項の番号は「5. 各部の初動対応項目」に連動しています。

※ 災害の態様は様々であり、状況によってはそれぞれの事務処理が前後することがあります。また、最低限の災害対策活動を掲載しており、活動項目が増えることがあります。

5. 各部の初動対応項目

(1) 総務部

〔1〕 気象情報等の収集【以後、適時】

気象情報の収集〔テレビ・ラジオ・インターネット、奈良地方気象台、県防災統括室〕

- 気象注意報・警報・特別警報
 - 大雨注意報、洪水注意報、強風注意報、風雪注意報、大雪注意報
 - 大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報
 - 大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報
- 気象警報通報
 - 土砂災害警戒情報
 - 気象警報通報
 - ・ 地方気象情報、府県気象情報
 - ・ 台風に関する気象情報
 - ・ 記録的短時間大雨情報
 - ・ 竜巻注意情報
- 火災気象通報、火災警報

〔2〕 雨量情報等の収集【以後、適時】

- 雨量に関する情報の収集〔テレビ・ラジオ・インターネット、奈良地方気象台〕
 - 地点雨量の把握
 - ・ アメダス
 - ・ テレメータ雨量
 - ・ リアルタイム雨量
 - 流域雨量
(流域平均雨量)
- 水位に関する情報〔川の防災情報〕
 - テレメータ水位
- 水害に関する情報
 - 水位到達情報〔川の防災情報〕
 - 流域雨量指数〔インターネット・奈良地方気象台〕
 - 洪水警報の危険度分布〔気象庁ホームページ〕
- 土砂災害に関する情報〔奈良地方気象台、県防災統括室〕
- J-ALERTからの情報収集
- 異常現象発見者からの通報

〔3〕 準備体制

第1次準備体制（レベル1）、または第2次準備体制（レベル2）の基準に達した場合は、総務課長はそれぞれの準備体制をとる

- 総務課長は村長に第1次準備体制（レベル1）、または第2次準備体制の基準に達した状況を報告
- 警戒本部を設置
- 関係職員に動員連絡（庁内放送、電話等）
- 関係職員の参集状況を確認後、情報収集を実施

〔4〕 警戒体制

警戒体制（レベル3）の基準に達した場合は、総務課長は警戒体制（レベル3）をとる

- 総務課長は村長に警戒体制（レベル3）の基準に達した状況を報告
- 警戒本部を設置
- 関係職員に動員連絡（庁内放送、電話等）
- 関係職員の参集状況を確認後、情報収集を実施

〔5〕非常体制

第1次非常体制（レベル4）、または第2次非常体制（レベル5）の基準に達した場合は、総務課長は第1次非常体制（レベル4）、または第2次非常体制（レベル5）をとる

- 総務課長は村長に第1次非常体制（レベル4）、または第2次非常体制（レベル5）の基準に達した状況を報告
- 災害対策本部を設置
- 関係職員に動員連絡（庁内放送、電話等）
- 関係職員の参集状況を確認後、災害対策を実施

〔6〕職員の動員状況の確認【以後、適時】

- 職員の参集人数の把握
- 参集途中の情報把握

〔7〕災害対策本部の設置・運営

村災害対策本部の立上げ
（勤務時間外の場合は、参集職員により本部の設置準備）

- 災害対策本部設置場所
 - 役場庁舎
 - 被災等により使用できない場合は、被災を免れた最寄りの公共施設内
- 黒滝村災害対策本部の看板の設置
- 本部用備品の準備
- 通信手段の確保
 - 通信設備・施設が使用不可能の時、仮設アンテナ設置等により通信を確保
 - 村本部と県本部及び防災関係機関との通信機能の確認
（県防災行政通信ネットワーク、大和路情報ハイウェイの確認）
 - 災害時優先電話の確認〔西日本電信電話（株）〕
 - 本部室に単独電話を設置し、緊急時用単独電話がかかるよう回線の切り替え
 - その他通信設備の確認
- 災害対策本部設置の通知
 - 県知事（県防災統括室）
 - 奈良県広域消防組合
 - 吉野警察署
 - 近隣市町村
 - 村防災会議委員
 - 報道機関
 - 村職員
 - 住民

〔8〕県への報告①

〔県防災統括室〕
発災後：災害の状況及び応急対策の概要

〔9〕本部会議の開催【以後、適時】

- 本部会議は、災害対策本部設置後、速やかに開催
- 本部会議の決定事項、本部会議運営の留意事項

〔10〕避難指示等の発令【以後、適時】

危険地域への避難指示・緊急安全確保等の発令
発令のタイミング等について関係機関より助言を得る〔奈良地方気象台、奈良国道事務所、県防災統括室等〕

〔11〕 住民への気象情報等の伝達①

テレビ放送、こまどりケーブル、ラジオ放送、防災放送、サイレン、広報車、村ホームページ、緊急速報メール、登録制メール、インターネット、FAX、SNS、IP告知システム、Lアラート、自治会・区長等を通じ各戸伝達、消防団・警察・自主防災組織・近隣住民等による直接的な声かけ等により住民へ情報伝達

- 大雨注意報、洪水注意報、強風注意報、風雪注意報、大雪注意報
- 竜巻注意情報
- 火災気象通報・火災警報等の広報
- その他

〔12〕 住民への気象情報等の伝達②

テレビ放送、こまどりケーブル、ラジオ放送、防災放送、サイレン、広報車、村ホームページ、緊急速報メール、登録制メール、インターネット、FAX、SNS、IP告知システム、Lアラート、自治会・区長等を通じ各戸伝達、消防団・警察・自主防災組織・近隣住民等による直接的な声かけ等により住民へ情報伝達

- 大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報
- 地方気象情報、府県気象情報
- 台風に関する気象情報
- その他

〔13〕 高齢者等避難、住民への広報【以後、適時】

- 危険予想地域へ的高齢者等避難の発令
- 発令のタイミング等について関係機関より助言を得る〔奈良地方気象台、奈良国道事務所、県防災統括室等〕
- 住民への広報〔自治会・区長、奈良県広域消防組合、黒滝村消防団〕
- 住民への広報は次の事項を明らかにする
- 避難対象地域（地区名、施設名等）
- 避難先及び避難経路（安全な方向、経路、避難場所の名称）
- 高齢者等避難の理由（避難要因、避難に要する時間等）
- その他必要な事項

〔14〕 住民への気象情報等の伝達③【以後、適時】

テレビ放送、こまどりケーブル、ラジオ放送、防災放送、サイレン、広報車、村ホームページ、緊急速報メール、登録制メール、インターネット、FAX、SNS、IP告知システム、Lアラート、自治会・区長等を通じ各戸伝達、消防団・警察・自主防災組織・近隣住民等による直接的な声かけ等により住民へ情報伝達

- 記録的短時間大雨情報
- 土砂災害警戒情報
- 大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報
- その他

〔15〕 避難指示・緊急安全確保等、住民への広報【以後、適時】

- 危険地域への避難指示・緊急安全確保等の発令
 - 発令のタイミング等について関係機関より助言を得る〔奈良地方気象台、奈良国道事務所、県防災統括室等〕
- 住民への広報〔自治会・区長、奈良県広域消防組合、黒滝村消防団〕
 - 住民への広報は次の事項を明らかにする
 - 避難対象地域（地区名、施設名等）
 - ・ 避難先及び避難経路（安全な方向、経路、避難場所の名称）
 - ・ 避難指示・緊急安全確保の理由（避難要因、避難に要する時間等）
 - ・ その他必要な事項（携行品、要配慮者優先避難等）

〔16〕 被害状況調査の指示

各部に被害状況調査の指示

〔17〕 各部からの被害情報収集【以後、適時】

- 登庁者からの被害情報収集、とりまとめ
- 各部から随時提出される被害情報を、定期的にとりまとめ、本部会議に提出
- 必要に応じ、現地に赴き写真撮影を行う

〔18〕 被害状況調査のとりまとめ【以後、適時】

- 被害状況の整理
 - 人・住家の被害
 - 避難に関する状況（避難指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数）
 - 福祉関係施設被害
 - 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害
 - 水道施設被害
 - 農業生産用施設、農作物等被害
 - 畜産被害
 - 水産被害
 - 農地、農業用施設被害
 - 林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害
 - 林産物、林産施設被害
 - 商工関係被害
 - 公共土木施設被害
 - 村営住宅
 - 公園緑地等の被害
 - 県有建築物被害（財産を含む。）（文化財、警察関係施設を除く。）
 - 文教関係施設被害
 - 文化財被害
 - 警察関係施設被害
 - 生活関連施設等被害
 - その他
- 村全図を活用した「被害状況図」の作成（災害対策本部にて常時記入）

〔19〕 消防団の動員、自主防災組織への要請

- 消防団の動員〔黒滝村消防団〕
- 自主防災組織への災害対策活動実施要請〔自主防災組織〕

〔20〕 警戒区域の設定【以後、適時】

- 危険地域の把握
- 警戒区域の設定
 - 立入の制限、禁止
 - 退去命令
 - 降雨等による二次災害への防止措置
 - 危険箇所への防護施設、道路標識の設置〔吉野警察署、奈良県広域消防組合、黒滝村消防団〕
 - 土木建築業者への応援出動要請〔建設業関係団体〕→建設部と連携

〔21〕 県への報告②【以後、適時】

- 〔県防災統括室、吉野土木事務所、吉野福祉事務所、吉野保健所、南部農林振興事務所、中南和県税事務所等〕
- 被害の全貌が判明又は応急復旧が完了するまで随時：被害の概要及び応急復旧の見通し

〔22〕 自衛隊、緊急消防援助隊等の派遣要請依頼

- 自衛隊の派遣を要請依頼〔県防災統括室〕
 - 要請依頼する際には次の事項を明らかにする
 - ・ 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - ・ 派遣を希望する期間
 - ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ・ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項
 - 県へ派遣要請依頼ができないときは直接部隊に通知〔陸上自衛隊第4施設団〕
 - 自衛隊派遣ヘリポートの整備〔臨時ヘリポート：黒滝健民運動場、黒滝・文化とスポーツの森、黒滝ふれあい運動場、黒滝小学校・中学校〕
- 奈良県消防広域相互応援協定による応援、緊急消防援助隊、DMAT、DPATの派遣を要請依頼〔県防災統括室〕
 - 要請依頼する際には次の事項を明らかにする
 - ・ 災害の種類
 - ・ 災害発生の日時、場所及び被害の状況
 - ・ 要請する車両、資機材等の種別及び数量並びに人員
 - ・ 応援隊の到着希望日時及び集結場所
 - ・ その他必要な事項

〔23〕 緊急通行車両の確保

- 公用車両、駐車場の確保
- 緊急車両の確認申請〔吉野警察署〕

〔24〕 職員体制の整備

災害対策の長期化に備えた職員体制を整備

- 業務の集中する部を考慮して職員の交代制や他の部への応援体制をとる（帰宅できない日が3日を超えることのないようにする）
- 職員の健康管理に留意

〔25〕 県及び応援協定団体等への応援要請【以後、適時】

応援協定書に基づく応援要請

〔26〕 被害状況の報道機関への発表【以後、適時】

報道機関への発表

- 記者発表会場の確保
- 報道記者の待機場所の確保
- 発表資料は、ホワイトボード等に常時掲示
- 管内地図（地名・ふりがな付き）にて被害状況等を提示
- 報道関係者の駐車場の確保

〔27〕 住民、自治会・区長への広報【以後、適時】

広報すべき事項に文案及び優先順位を設定し、迅速な広報の実施

- 災害発生状況（人的被害、住家被害等）
- 気象予報・警報に関する情報
- 二次災害に関する情報
- 避難に関する情報
- 公共交通機関の被害及び運行状況
- 電気、水道、ガス等のライフライン施設の被害及び復旧状況
- 主要道路の交通規制及び被害・復旧状況
- 河川、橋梁等公共施設の被害・復旧状況
- 医療救護所・医療機関等の開設状況
- 給食、給水に関する情報
- 生活必需品等の供給状況

- 住民の心得等住民の安全・安心の確保及び社会秩序保持のための必要事項
- その他必要と認められる情報

**〔28〕 防災行政放送、広報紙、インターネット等による
広報【以後、適時】**

各時点における公表できる内容を速やかに広報

- 災害の内容
- 各時点での災害状況・災害対策状況
- 避難所情報
- 飲料水、食料品、生活必需品の供給状況
- 応急給水の実施状況
- その他

〔29〕 県及び応援協定団体等の受入れ

- 応援人員の受入れ
 - 宿舎の確保
 - 食料品の確保、配給
- 応援協定団体との連絡調整

〔30〕 村議会との連絡調整【以後、適時】

防災関係予算に関する緊急村議会開催の調整

- 村議会議員との連絡・調整

〔31〕 災害救助法の適用判断及び申請

- 住処が滅失した世帯の数より、災害救助法の適用を判断（下記のいずれか）
 - 村の区域内において、30以上の世帯の住家が滅失したとき。
 - 奈良県の区域内において、1,500以上の世帯の住家が滅失した場合であって、村の区域内の15以上の世帯の住家が滅失したとき。
 - 奈良県の区域内において、7,000以上の世帯の住家が滅失した場合であって、村の区域内で多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - 被害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じる場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。
- 適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込のあるときは、村長は直ちに次の事項を明確にしたうえで知事に報告し、災害救助法の適用を要請
 - 災害発生の日時及び場所
 - 災害の原因及び被害の状況
 - 法の適用を要請する理由
 - 法の適用を必要とする期間
- 既に実施した救助措置及び今後実施予定の救助措置

〔32〕 村外への避難【以後、適時】

村外への避難（広域一時滞在）

- 村の避難所に被災者を収容できないとき、本部長（村長）は、県に対し被災者の他市町村への広域避難を要請〔県防災統括室、近隣市町村〕
- 避難者の移送手段の確保
- 職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗
- 移送された被災者の避難所の運営は村が行い、被災者を受入れた市町村に運営協力を要請

<p>〔33〕 広域避難の受入れ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 知事及び避難元市町村との広域避難受入れの調整〔県防災統括室、避難元市町村〕 ● 広域避難者対策→防疫医療部と連携 <ul style="list-style-type: none"> □ 広域避難者用避難所の確保 協定業者への協力要請 □ 広域避難者用避難所への誘導 □ 食料品・飲料水・毛布等の配給
<p>〔34〕 県への報告③</p>	<p>〔県防災統括室、吉野土木事務所、吉野福祉事務所、吉野保健所、南部農林振興事務所、中 南和県税事務所等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 被害が確定したとき：被害の確定報告
<p>〔35〕 罹災証明書の発行</p>	<p>罹災状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 罹災調査受付、証明書発行窓口の設置 □ 現地調査の実施

【高齢者等避難、避難指示等の判断基準】

高齢者等避難、避難指示等の判断基準は、次の状況が認められる場合、又はこれらの状況が切迫し急を要する場合に行うものとする。

① 土砂災害の場合

区分	判断基準
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）</p> <p>※土砂災害の危険度分布は最大2時間先までの予測である。このため、上記1において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）の発表に基づき警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討する。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>2：土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合</p> <p>3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>5：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>

区分	判断基準
	※夜間・未明であっても、上記1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	(災害が切迫) 1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2：土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）となった場合 （災害発生を確認） 3：土砂災害の発生が確認された場合 ※1又は2を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、上記3の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
雨量観測所	【川の防災情報等（雨量観測所）】 黒滝村：寺戸〔県（吉野土木事務所）〕
注意事項	●避難情報の発令に当たっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、村内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●土砂災害警戒情報を避難情報のどの区分に整理するかについては、避難に要する時間等を考慮し設定する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	●解除については、土砂災害警戒情報等の解除、今後の気象状況、土砂災害の発生状況等を総合的に判断して行う。ただし、土砂災害が発生した箇所、前兆現象が確認された箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。

② 河川の氾濫の場合

区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	■1～3のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。 1：次の水位観測所の水位が一定の水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ・丹生川の貝原観測所：水防団待機水位 ・黒滝川の寺戸観測所：▲1.5m ①上記の地点より上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②上記の河川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ③上記の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ※1については、河川の状況に応じて①～③のうちから、一つ又は複数選択する。 ※水位を観測していない場合、1の代わりとして、洪水警報の発表に加え、さらに上記②又は③を参考に目安とする基準を設定することが考えられる。
【警戒レベル4】 避難指示	■1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。 1：次の水位観測所の水位が一定の水位に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合

区分	判断基準
	<ul style="list-style-type: none"> ・丹生川の貝原観測所：水防団待機水位 ・黒滝川の寺戸観測所：▲1.0m ①上記の地点より上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ②上記の河川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（警戒レベル4相当情報〔洪水〕） ③上記の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 <p>2：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合※（夕刻時点で発令）</p> <p>3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>※夜間・未明であっても、1～3に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>※1については、河川の状況に応じて①～③のうちから、一つ又は複数選択すること</p> <p>※2については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること</p> <p>※水位を観測していない場合や基準となる水位が設定できない場合には、1の水位基準に代わり、上記②又は③を参考に目安とする基準を設定し、河川カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>（災害が切迫）</p> <p>1：次の水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）に到達した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丹生川の貝原観測所 ・黒滝川の寺戸観測所 <p>2：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>3：大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）</p> <p>4：河川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫（黒）」が出現した場合（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>※1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、4の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>
観測所	<p>【川の防災情報等（雨量観測所）】 黒滝村：寺戸〔県（吉野土木事務所）〕</p> <p>【川の防災情報等（水位観測所）】 五條市：貝原〔県（五條土木事務所）〕</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●避難情報の発令に当たっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、村内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	<ul style="list-style-type: none"> ●解除については、大雨・洪水警報等の解除、河川水位の低下、今後の気象状況、被害の発生状況等を総合的に判断して行う。ただし、前兆現象が確認された箇所、決壊・越水等の被害が発生した箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。

(2) 消防部

消防計画による。

(3) 民生部**〔1〕 避難所の開設・管理・運営**

- 避難所施設の管理者は施設に直行
- 避難所管理要員を派遣し避難所の受入れ体制を整備
- 避難所に「運営事務室」を開設、避難所運営責任者を決定
- 学校授業中等は学校へ児童・生徒の確認を要請
- 施設の確認と避難所運営委員会の立上げ
 - 避難所として使用可能かの確認
 - 電源装置、非常用電源の確認
 - 設備、備品等の転倒防止及び落下防止措置
 - 電話、FAX等の通信機能の確保〔西日本電信電話(株)〕
 - その他施設の点検調査等
- 役割分担の確立（避難所運営委員会と、施設管理者、自主防災組織、ボランティア団体等で調整）
- 施設管理者、自主防災組織、ボランティア団体等と協議の上、避難者、自主防災組織等の協力を得て、活動ごとの場所の決定
 - 食料品・物資集積保管場所
 - 炊き出し場所
 - ごみ置場
 - 仮設トイレ
 - 給水タンク、給水場所
- 避難所の立看板を施設正門等に設置
- 避難所の開設状況を総務部に報告
- 要配慮者への配慮
- 関係書類の準備
- 家庭動物の保護

※上記のほか、「避難所運営マニュアル」に基づく対応を実施

〔2〕 避難指示等の実行【以後、適時】

- 避難誘導〔自主防災組織、吉野警察署、奈良県広域消防組合、黒滝村消防団〕
 - 避難場所・避難路沿いの要点等に誘導にあたる職員、消防団員等を配置、あるいは案内標識を設置
 - 避難は幼少児、女性、高齢者及び障がい者等を優先
 - 避難指示等に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導
 - 避難誘導は、消防団、自主防災組織等の協力による集団誘導とする
- 避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、直ちに再避難を実施

〔3〕 避難行動要支援者に対する避難支援

- 施設入所者
 - 村内福祉施設に連絡をとり、施設入所者の被害状況の確認
 - 施設管理者の要請により、施設に職員を派遣し、救護・避難誘導の援助
 - 施設が被災している場合は、入所者の受入れ先の調整、搬送手段の確保〔吉野保健所、奈良県広域消防組合〕
- 在宅の高齢者・障がい者等
 - 広報車等により避難活動の呼びかけを実施→総務部と連携
 - 避難行動要支援者名簿に基づき、自主防災組織、消防、警察署、民生児童委員、村社会福祉協議会、社会福祉施設と連携して避難所まで誘導する〔奈良県広域消防組合、黒滝村消防団、吉野警察署、村社会福祉協議会〕

〔4〕各被害状況調査【以後、適時】

- 被害状況調査の実施
 - 避難に関する状況（避難指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数）
 - 福祉関係施設被害
 - 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害
 - 県有建築物被害（財産を含む。）（文化財、警察関係施設を除く。）
 - 生活関連施設等被害
 - その他
- 被害状況を総務部へ報告

〔5〕住民からの被害情報収集【以後、適時】

住民からの被害情報を、定期的にとりまとめ、本部会議に提出

〔6〕医療救護所の設置・運営

- 医療救護の必要性の状況把握
 - 医療施設の被害状況・診療機能の確保状況
 - 医薬品等医療資機材の需給状況
 - 医療施設、医療救護所等への交通状況
- 医療救護所開設場所の選定
- 医療救護所開設準備

〔7〕医療救護活動

- 医療救護体制の確立
 - 医療救護班による救護活動〔地区医師会、奈良県医師会〕
 - 医療救護班の派遣要請〔吉野保健所、奈良県医師会、奈良県歯科医師会、奈良県薬剤師会、日赤奈良県支部〕
 - 医療救護班、消防職員等による重傷者の振り分け（トリアージの実施）〔奈良県広域消防組合〕
- 医療体制、医療品・医薬品の支援等応援要請〔吉野保健所〕
- 後方搬送体制の整備〔奈良県広域消防組合〕
- 救急医療品、医薬品の確保〔奈良県薬剤師会〕

〔8〕避難者名簿の作成【以後、適時】

- 各避難所に避難者名簿を作成
（避難所運営本部近くに避難者名簿一覧表の掲示）
- 各避難所の避難者名簿をとりまとめ、定期的に総務部へ報告

〔9〕被災者の安否情報の問い合わせへの対応【以後、適時】

- 被災者情報を被災者名簿として定期的にとりまとめ、本部会議に提出
- 問い合わせ対応体制の確立
 - 問い合わせ担当者の決定
 - 問い合わせ窓口の設置
- 個人情報であるため提供については慎重を期する
 - 照会者の氏名・住所等を明らかにする
 - 照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにする
 - 照会者に対して本人確認資料の提示又は提出をもって確認する
- 提供できる情報内容（被災者の同意がある場合等はこの限りでない）
 - 被災者の同居の親族からの問い合わせ（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）
 - ・ 被災者の居所
 - ・ 被災者の負傷若しくは疾病の状況
 - ・ 被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

- 被災者の親族（前記に掲げる者を除く）又は被災者の職場の関係者その他の関係者からの問い合わせ
 - ・ 被災者の負傷又は疾病の状況
- 被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者からの問い合わせ
- 被災者について保有している安否情報の有無

〔10〕食料品の確保【以後、適時】

- 必要数量の調査・確認
- 緊急物資集積場所の設定
- 調達先、保有量の把握
- 炊き出し状況の把握
- 必要品目及び数量等の確認
 - 必要品目
 - 必要数量
 - 引き渡し場所
 - 受取責任者
- 応援要請〔県防災統括室〕
- 災害救助用米穀の緊急引渡しの要請〔近畿農政局奈良県拠点〕

〔11〕生活必需品等の確保【以後、適時】

- 必要品目及び数量の調査
 - 品目例（寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、光熱材料等）
- 緊急物資集積場所の設定
- 調達先、保有量の把握
- 必要品目及び数量等の確認
 - 必要品目
 - 必要数量
 - 引き渡し場所
 - 受取責任者
- 応援要請〔県防災統括室〕

〔12〕帰宅困難者への対応

- 来村者の被災者状況の把握
- 帰宅困難者対策
 - 一時滞在場所の確保
 - 食料品・飲料水・毛布等の配給
- 交通機関の復旧情報の広報

〔13〕食料品の配給【以後、適時】

食料品の配給場所・時間の決定、広報→地域振興部・総務部と連携

- 配給は、原則として避難所で実施
- 自主防災組織等の協力を得て実施
- 公平かつ円滑に実施できるよう配慮
- 供給場所に取りに来られない人にも配給
- 自宅等に残留する被災者に対しては、最寄りの避難所において配給
- 要配慮者への優先的配給

〔14〕福祉避難所の開設・運営

- 避難行動要支援者の避難状況の実態調査
 - 協定事業者へ被災状況を確認し、連携して福祉避難所の開設
 - 避難所から避難行動要支援者を福祉避難所へ順次移送
- 村内で対応しきれない場合は、村外へ搬送〔県防災統括室、地域保健医療調整本部（吉野保健所）、奈良県広域消防組合〕

〔15〕 避難所における医療救護活動【以後、適時】

- 医療救護班を各避難所に定期的に巡回
- 避難所ごとに、健康相談窓口を設置
- 避難所において健康診断、「こころのケア」のための相談などを実施し、避難生活の長期化に備える

〔16〕 生活必需品等の配給【以後、適時】

生活必需品等の配給場所・時間の決定、広報→地域振興部・総務部と連携

- 配給は、原則として避難所で実施
- 自主防災組織等の協力を得て実施
- 公平かつ円滑に実施できるよう配慮
- 供給場所に取りに来られない人にも配給
- 自宅等に残留する被災者に対しては、最寄りの避難所において配給
- 要配慮者への優先的配給

〔17〕 炊き出しの実施

- 炊き出し実施場所の決定
- 実施責任者の決定
- 炊き出し材料の調達
- 自主防災組織への協力要請
- 炊き出し場所・時間の決定、広報→総務部と連携
- 必要に応じ自衛隊へ応援要請〔陸上自衛隊第4施設団〕

〔18〕 仮設トイレの設置【以後、適時】

- 水洗トイレの使用の可否の確認
- 仮設トイレ等の設置
 - 仮設トイレの確保
 - 水洗トイレの使用不可な避難所に設置
 - 必要数量、設置場所を選定し、設置

〔19〕 防疫措置の実施【以後、適時】

- 村全域の衛生状態・感染症等の疾病状況の把握
 - 避難所、医療救護所等へ衛生及び防疫措置指導を実施
- 村全域の衛生状態・感染症等の疾病状況の把握
 - 避難所、医療救護所等へ衛生及び防疫措置指導を実施
 - 防疫機器を用いて消毒薬品を散布（感染症が発生・発生するおそれのある地域を優先）
 - 予防接種の実施
- 防疫薬品が不足した場合は、応援要請〔吉野保健所〕

〔20〕 遺体の捜索・処理

- 行方不明者の届け出の受理
- 遺体捜索隊の編成〔吉野警察署、奈良県広域消防組合、黒滝村消防団、奈良県医師会、日赤奈良県支部〕
- 遺体安置場を選定
- 警察に遺体検案の要請
- 棺・ドライアイス等の準備
- 遺体の引き取り手がいない場合、村が埋・火葬の処置を行う

〔21〕 広域避難の受入れ

- 知事及び避難元市町村との広域避難受入れの調整〔県防災統括室、避難元市町村〕
- 広域避難者対策→総務部と連携
 - 広域避難者用避難所の確保
 - 協定業者への協力要請
 - 広域避難者用避難所への誘導

- 食料品・飲料水・毛布等の配給

〔22〕 し尿の収集・処理

- し尿処理対象人員等と地域状況の把握
災害の規模に応じ、業者に汲み取りの依頼〔し尿くみ取り業者〕
- し尿処理の実施状況等を適宜広報する→総務部と連携

〔23〕 廃棄物の収集・処理

- 処理方法及び収集方法を広報・周知（特に河川、道路及び谷間等に投棄しないよう広報）
→総務部と連携
- 災害廃棄物仮置場を選定
- 自家処理できないものについては、可燃ごみ、がれき、残骸物等に分類し、最寄りの仮置場に搬出するよう広報
- 車両及び要員の確保
- 処理業者及び収集・運搬業者への協力依頼〔県防災統括室、他市町村〕
- ごみ、その他の廃棄物の収集・処理にあたっては、被災地の状況を考慮し、緊急処理を要する地域から実施
- 仮置場は、衛生上支障のないよう消毒
- その他の必要な措置を実施

〔24〕 ボランティアとの連携

ボランティア関係は村社会福祉協議会が実施し、村は緊密に連絡を取る。
〔村社会福祉協議会〕

〔25〕 被災者相談窓口の設置

- 避難所、役場において被災者相談窓口を設置
- 避難所ごとに、健康相談窓口を設置（社会福祉士・介護福祉士・児童相談員等の専門家による相談等）
- 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

〔26〕 ペット対策

被災により放浪する犬猫について、救助・保護収容

- 収容先について県と協議し場所を選定〔吉野保健所、県防災統括室〕
- 必要に応じてボランティア団体に協力要請〔ボランティア団体〕

〔27〕 死亡獣畜の処理

- 死亡獣畜は占有者が処理することを原則とするが、占有者が占有の意思を放棄した死亡獣畜で、自らの資力でこれを処理できない場合、収集・処理を行う
- 死亡獣畜発見者の連絡を受けた時は、直ちにその状況を調査、県に報告
- 必要に応じて家畜伝染病予防法に基づく家畜防疫員の検案
- 消毒その他の衛生処理を実施
- 死亡獣畜を直ちに収集し、関係機関が協議のうえ、焼却又は埋却

〔28〕 被災者台帳の作成

罹災状況の確認

- 被災者台帳の作成

〔29〕 義援金品の管理

- 義援金口座の開設
- 義援金品の募集
- 報道機関に協力を依頼

〔30〕 義援金品の配分

本部長が義援金品配分委員会を設置し、配分率及び配分方法を決定

(4) 建設部

〔1〕水位情報の収集【以後、適時】

河川水位情報の収集〔吉野土木事務所等、川の防災情報（国土交通省）〕

〔2〕災害危険箇所のパトロール【以後、適時】

- 土砂災害危険箇所のパトロール
 - 土砂災害警戒区域
 - 土砂災害特別警戒区域
 - 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険箇所
 - 砂防指定地
 - 土石流危険溪流
 - 地すべり危険箇所
 - 山腹崩壊・崩壊土砂・小規模山地崩壊危険地
- 水防箇所のパトロール
 - 河川指定区間
- 前兆情報の収集
 - 山鳴りがする
 - 雨が降り続けているのに川の水位が下がる
 - 川の流れが濁り流木が混ざりはじめる
 - 小石がパラパラ落ちてくる
 - 地面にひび割れができる
 - 斜面から水がふき出す

〔3〕交通規制【以後、適時】

- 警察署へ交通規制の要請（緊急通行車両のみ通行可能）〔奈良県警察本部、吉野警察署〕
 - 交通規制が必要と考えられる状態
 - ・ 道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると判断し、交通の混乱防止のための通行禁止又は制限を行う場合
 - ・ 避難指示等発表されたときに避難路を確保する場合
 - 道路の通行禁止又は制限を行う場合は、対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設置
 - 代替道路、交通規制箇所等の状況を県に報告〔吉野土木事務所等〕
 - 代替道路、交通規制箇所等の広報→総務部と連携
- 自動車の自粛協力を求める広報を実施→総務部と連携
- 被害状況確認のための調査（道路、橋梁、河川等）
- 国道、県道及び道路占有物が破損した場合は、管理者に通報し、復旧を要請〔奈良国道事務所、吉野土木事務所等〕
- 工事現場の保安措置
- 土木建築業者への応援出動要請〔建設業関係団体〕

〔4〕土砂災害への対応【以後、適時】

- 前兆情報を覚知した場合は、直ちに県に報告〔県防災統括室、吉野土木事務所等〕
- 避難指示等を発令して住民避難→総務部・防疫医療部と連携

〔5〕各被害状況調査【以後、適時】

- 被害状況調査の実施
 - 水道施設被害
 - 農業生産用施設、農作物等被害
 - 畜産被害
 - 水産被害
 - 農地、農業用施設被害
 - 林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害
 - 林産物、林産施設被害

- 商工関係被害
- 公共土木施設被害
- 村営住宅
- 公園緑地等の被害
- 県有建築物被害（財産を含む。）（文化財、警察関係施設を除く。）
- 文化財被害
- 生活関連施設等被害
- その他
- 被害状況を総務部へ報告

〔6〕飲料水の確保【以後、適時】

- 必要数量の調査・確認
- 調達先、保有量の把握
- 必要数量等の確認
 - 必要数量
 - 引き渡し場所
 - 受取責任者
- 応援要請〔県防災統括室、隣接市町村〕

〔7〕上下水道関連施設の応急処置【以後、適時】

- 被害状況調査の実施
 - 浄水施設
 - 配水施設
 - 上下水道管
- 被害状況を総務部へ報告
- 被災現場の保安措置
- 被害規模に応じ施設の停止
 - 断水状況を広報→総務部と連携
 - 上下水道工事業者と連携して応急対策の実施

〔8〕被災宅地危険度判定の実施

- 被災宅地危険度判定の実施
 - 被災宅地危険度判定士の派遣を要請〔県防災統括室、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会〕
- 判定用資機材の準備
 - 腕章等
 - 判定調査票
 - 住宅地図
 - その他
- 優先すべき防災上の拠点となる施設（役場庁舎、避難所、医療救護所等）の指定

〔9〕応急給水の実施【以後、適時】

- 給水計画の作成
 - 給水対象人員の調査
 - ・ 必要給水量の確認
 - ・ 給水場所・時間の決定
 - ・ 応急給水実施の広報
 - 応急給水の実施
 - ・ 給水隊の編成
 - ・ 給水車の確保
- 医療救護所、避難所等に給水車による給水を実施
- 応急給水の実施を広報→総務部と連携
- 応援要請〔県防災統括室、隣接市町村〕

〔10〕 農林業に関すること【以後、適時】

- 農業対策
 - 県及び関連団体と連携して災害技術対策を実施〔南部農林振興事務所、奈良県農業協同組合〕
 - 農業用排水路の水門操作を関連団体に依頼
- 畜産業対策
 - 家畜飼育者に家畜の避難の呼び掛け
 - 飼料の確保が村内で対応できない場合は、県、飼料販売者に応援要請〔南部農林振興事務所〕
 - 家畜の疫病予防、衛生管理
- 林業対策
 - 県及び関連団体と連携して被害状況の把握及び技術指導等を実施

〔11〕 障害物の除去【以後、適時】

- 住居又はその周辺に運ばれた障害物（土砂・竹木）の除去
 - 土木建築業者への応援出動要請〔建設業関係団体〕
 - 災害ボランティアの斡旋〔村社会福祉協議会〕
 - がれきの仮集積場の選定
- 防疫措置の指導

〔12〕 災害危険箇所の応急対策【以後、適時】

災害発生箇所の応急対策

- 国・県及び関連団体等と連携して応急対策の実施〔奈良国道事務所、県防災統括室、吉野土木事務所、吉野警察署、奈良県広域消防組合、黒滝村消防団、建設業関係団体〕

〔13〕 応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、文化財の応急対策

- 応急仮設住宅建設の決定〔県防災統括室、（一社）プレハブ建築協会〕
 - 設置及び設置戸数の決定
 - 設置計画の策定
 - 設置場所の決定
 - 建設・設置〔建設業関係団体〕
 - 入居者の選定（要配慮者の優先入居）
 - 定期的な維持管理
- 住宅の応急修理を実施
- 文化財所有者と連携し、文化財の被災防止措置を実施

〔14〕 農林業関係者への措置

農林業関係者に対し経営資金等の融通措置などの広報を実施

〔15〕 中小企業関係者への措置

災害時の県制度融資や既往制度融資等の債務償還延長などの制度について、中小企業へ広報を実施

(5) 教育部

〔1〕 児童・生徒の安全確認、避難

- 児童・生徒の安全確認
- 避難行動
 - 避難場所の確認
 - 避難行動
 - 避難場所でさらに危険を感じた場合の2次避難
 - 通学区域ごとの集団下校、又は教員による引率等の措置
 - 児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者へ連絡
- 施設の被害状況の確認
 - 危険箇所の立ち入り禁止措置
- 被害状況調査の実施
 - 児童・生徒の被害状況・避難状況調査
- 被害状況を総務部へ報告

〔2〕 保護者等からの問い合わせへの対応

- 問い合わせ対応体制の確立
 - 電話等の通信機能の確保
 - 問い合わせ担当者の決定
- P T Aとの連絡確保
- 保護者への引渡し

〔3〕 各被害状況調査【以後、適時】

- 被害状況調査の実施
 - 文教関係施設被害
 - 県有建築物被害（財産を含む。）（文化財、警察関係施設を除く。）
 - 生活関連施設等被害
 - その他
- 被害状況を総務部へ報告

〔4〕 被災児童・生徒への対応【以後、適時】

- 状況により臨時休校等適切な措置
- 避難所と児童・生徒との兼合い・分離を避難所運営責任者と調整
- 施設内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒の保健衛生に留意

〔5〕 学校教育施設の応急対策【以後、適時】

- 学校教育施設の使用可否の決定
- 校舎等の電源、通信、水道等の確保
 - 土木建築業者と連携して応急対策の実施〔建設業関係団体〕→建設部と連携

〔6〕 社会教育施設【以後、適時】

- 施設管理者と連携し、施設の使用可否の決定
- 土木建築業者と連携して応急対策の実施〔建設業関係団体〕→建設部と連携

〔7〕 応急教育の実施に向けた調整

- 校舎等が使用できない場合の代替施設の調整〔県教育委員会〕
- 教員の確保調整〔県教育委員会〕

〔8〕 児童・生徒の学用品等の確保及び支給

- 県と連携して実施〔県教育委員会〕
- 学用品等の必要数の把握
- 学用品給与の方法
 - 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立案

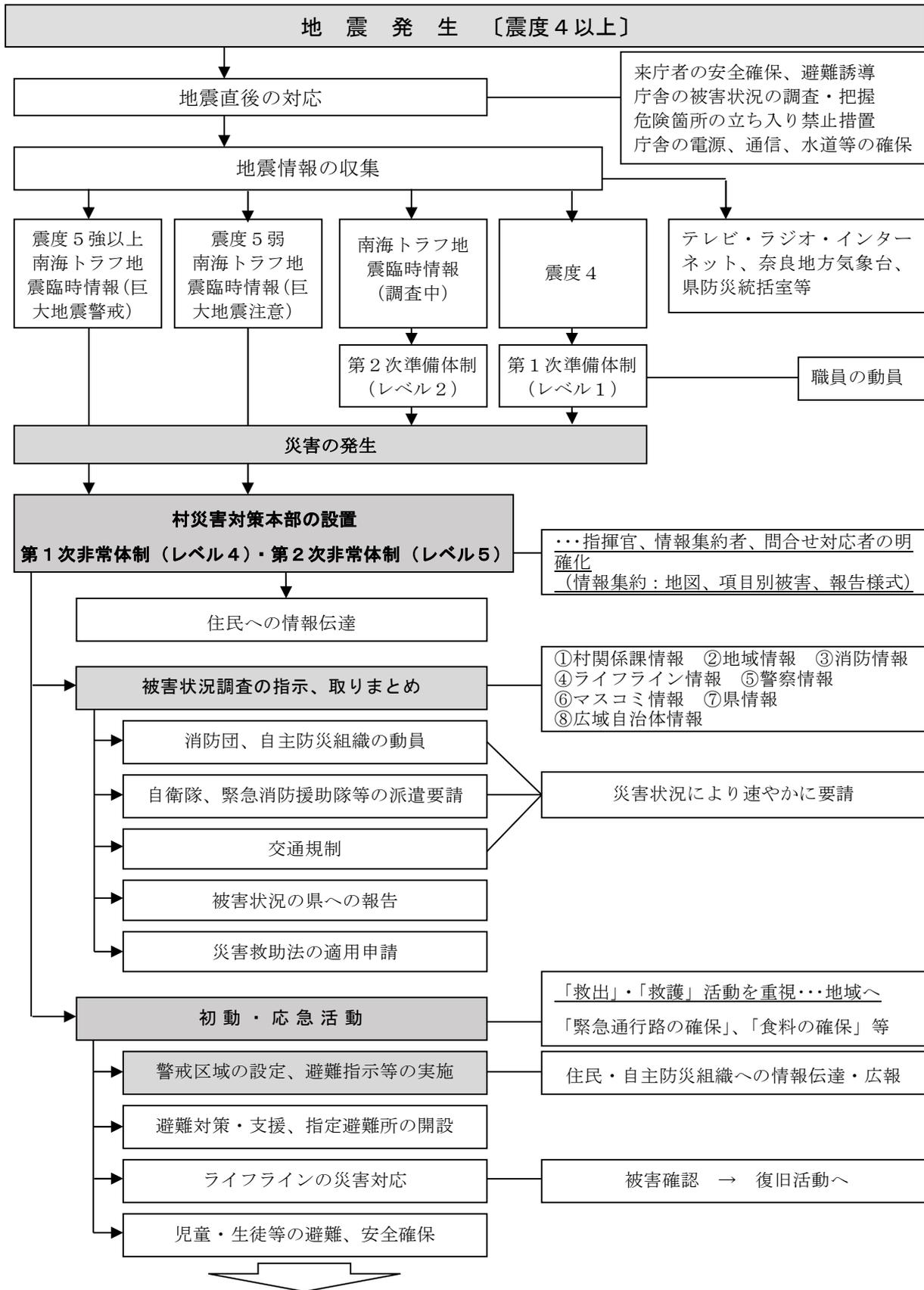
- 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のものとする
- 学用品の品目（例）
 - 教科書及び教材
 - 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）
 - 通学用品（運動靴、傘、カバン、長靴等）
- 支給は学校を通して実施

〔9〕 応急教育の実施

- 応急教育計画の立案
 - 応急教育実施場所の決定
 - 実施場所の大きさにより臨時学級の編成
 - 不足教員数の報告
 - 教材等の必要数の調査
 - 給食施設の応急復旧
- 応急教育計画の広報→総務部と連携
- 教材等の必要数の支給

第5章 災害対策活動の流れ【地震編】

1. 災害発生直後の流れ



《以降、各部・班の災害対応の実施》

2. 災害対策本部の初動チェックリスト

(1) 初動

- 参集途上情報の収集
- 村災害対策本部の立ち上げ（本部初動体制）
- 掲示板の準備
- テレビ・ラジオ・パソコンの準備
- 管内地図の準備
- 各種報告用紙の準備
- 参集職員の人数確認
- 本部設置及び優先対応への必要人員の確保
- 職員用の衣食・暖房の確保
- 職員の睡眠場所の確保

(2) 被害情報の収集・集約

① 役割分担

- 事務分掌に沿った役割分担の実施
- 優先される応急対応の決定

② 被災地の状況確認

- テレビ・ラジオ情報の収集
- インターネット（ニュース等）、ソーシャルネットワーク情報の収集
- F A Xによる情報の収集・集約
- 電話による情報の収集・集約
- 公的機関・被災地からの情報収集
- 各種情報の取りまとめ
- 総務課長により、公表資料の確認

(3) 村災害対策本部の設置

- 電話線（電話回線用ケーブルドラム、電源ケーブルドラム）、電話の設置
- ホワイトボード配置

3. 本部会議の決定事項・留意事項

区分	チェック項目
● 本部会議の決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 職員の参集状況 <input type="checkbox"/> 庁舎の安全確保 <input type="checkbox"/> 参集職員の対応別動員数の決定、交替要員の確保・派遣 <input type="checkbox"/> 被害情報の収集 <input type="checkbox"/> 災害対応方針の決定 <input type="checkbox"/> 災害の状況に応じた優先対応事項の決定 <input type="checkbox"/> 避難方針の決定 <input type="checkbox"/> 現地災害対策本部設置の決定 <input type="checkbox"/> 避難指示の決定 <input type="checkbox"/> 警戒区域の設定 <input type="checkbox"/> 避難所の開設 <input type="checkbox"/> 報道対応 <input type="checkbox"/> 住民への広報・相談体制の確保 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者への対応方針の決定 <input type="checkbox"/> 応援要請（県、他市町村、自衛隊、緊急消防援助隊、応援協定先等） <input type="checkbox"/> 災害救助法の適用申請 <input type="checkbox"/> 消火、救急、救助活動方針の決定 <input type="checkbox"/> 道路の確保 <input type="checkbox"/> その他災害対応上の重要事項
● 本部会議運営の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本部会議は、災害対策本部設置後、速やかに開催 <input type="checkbox"/> 意思決定代理者の明確化（決定順位者による、避難指示等の代理決定） <input type="checkbox"/> 本部会議は、定期的開催し、各部の対応状況を把握 <input type="checkbox"/> 最新の被害状況・対応状況等を踏まえ、優先対応について方針決定 <input type="checkbox"/> 指揮命令系統、役割分担の明確化（本部会議での決定） <input type="checkbox"/> 優先対応事務への職員の横断的な動員 <input type="checkbox"/> 記者会見（報道対応）は、本部会議決定事項を、定時に資料をもって実施 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1回目の記者会見のタイミングが重要 <input type="checkbox"/> 記者発表会場の確保 <input type="checkbox"/> 報道記者の待機場所の確保 <input type="checkbox"/> 発表資料は、ホワイトボード等に常時掲示 <input type="checkbox"/> 管内地図〔地名・ふりがな付き〕にて被害状況等を提示 <input type="checkbox"/> 広報関係者の駐車場の確保 <input type="checkbox"/> 災害対応記録の整理（時系列で整理） <input type="checkbox"/> 重要情報を見逃さない（重要情報は遅れて入る傾向にある） <input type="checkbox"/> 空白地区を見逃さない（連絡がない地区をなくす） <input type="checkbox"/> 情報処理体制の確保（電話対応、受領情報整理、情報伝達の体制確保） <input type="checkbox"/> 避難指示や応援要請の空振りを恐れない <input type="checkbox"/> 二次災害に注意 <input type="checkbox"/> 住民への定期的な情報提供（避難所だより等の発行）

4. 時系列対応表

	初動対応期	～半日程度～	～1日程度～	～3日程度～
(1) 総務部 【◎総務課】 【○議会事務局】	〔1〕庁舎内の安全確保 〔2〕地震情報等の収集【以後、適時】 〔3〕配備体制の決定 〔4〕職員の動員状況の確認【以後、適時】 〔5〕災害対策本部の設置・運営 〔6〕県への報告① 〔7〕本部会議の開催【以後、適時】 〔8〕避難指示等の発令【以後、適時】 〔9〕住民への地震情報等の伝達① 〔10〕住民への地震情報等の伝達②【以後、適時】 〔11〕避難指示等の住民への広報【以後、適時】 〔12〕消防団の動員、自主防災組織への要請 〔13〕警戒区域の設定【以後、適時】 〔14〕被害状況調査の指示 〔15〕各部からの被害情報収集【以後、適時】 〔16〕被害状況調査の取りまとめ【以後、適時】 〔17〕県への報告②【以後、適時】 〔18〕自衛隊、緊急消防援助隊等の派遣要請依頼	〔19〕緊急通行車両の確保 〔20〕職員体制の整備 〔21〕県及び応援協定団体等への応援要請【以後、適時】 〔22〕被害状況の報道機関への発表【以後、適時】 〔23〕住民、自治会・区長への広報【以後、適時】	〔24〕防災行政放送、広報紙、インターネット等による広報【以後、適時】 〔25〕県及び応援協定団体等の受入れ 〔26〕村議会との連絡調整【以後、適時】 〔27〕災害救助法の適用判断及び申請	〔28〕村外への避難【以後、適時】 〔29〕広域避難の受入れ 〔30〕県への報告③ 〔31〕罹災証明書の発行
(2) 消防部 【黒滝村消防団】	～消防計画による～			
(3) 民生部 【◎保健福祉課】 【○住民生活課】 【診療所】	〔1〕避難所の開設・管理・運営 〔2〕避難指示等の実行【以後、適時】 〔3〕避難行動要支援者に対する避難支援 〔4〕各被害状況調査【以後、適時】 〔5〕住民からの被害情報収集【以後、適時】 〔6〕医療救護所の設置・運営 〔7〕医療救護活動	〔8〕避難者名簿の作成【以後、適時】 〔9〕被災者の安否情報の問い合わせへの対応【以後、適時】 〔10〕食料品の確保【以後、適時】 〔11〕生活必需品等の確保【以後、適時】 〔12〕帰宅困難者への対応 〔13〕食料品の配給【以後、適時】	〔14〕福祉避難所の開設・運営 〔15〕避難所における医療救護活動【以後、適時】 〔16〕生活必需品等の配給【以後、適時】 〔17〕炊き出しの実施【以後、適時】 〔18〕仮設トイレの設置【以後、適時】 〔19〕防疫措置の実施【以後、適時】	〔20〕遺体の捜索・処理 〔21〕広域避難の受入れ 〔22〕し尿の収集・処理 〔23〕廃棄物の収集・処理 〔24〕ボランティアとの連携 〔25〕被災者相談窓口の設置 〔26〕ペット対策 〔27〕死亡獣畜の処理 〔28〕被災者台帳の作成 〔29〕義援金品の管理 〔30〕義援金品の配分
(4) 建設部 【◎林業建設課】 【○企画政策課】	〔1〕災害危険箇所のパトロール【以後、適時】 〔2〕交通規制【以後、適時】 〔3〕土砂災害への対応【以後、適時】 〔4〕各被害状況調査【以後、適時】	〔5〕飲料水の確保【以後、適時】 〔6〕上下水道関連施設の応急処置【以後、適時】	〔7〕被災建築物・被災宅地応急危険度判定の実施 〔8〕応急給水の実施【以後、適時】 〔9〕障害物の除去【以後、適時】 〔10〕災害危険箇所の応急対策【以後、適時】 〔11〕農林業に関すること【以後、適時】 〔12〕山林災害並びに治山施設の災害【以後、適時】	〔13〕応急仮設住宅の建設・住宅の応急修理、文化財の応急対策 〔14〕農林業関係者への措置 〔15〕中小企業関係者への措置
(5) 教育部 【◎教育委員会】	〔1〕児童・生徒の安全確認、避難 〔2〕保護者等からの問い合わせへの対応 〔3〕各被害状況調査【以後、適時】	〔4〕被災児童・生徒への対応【以後、適時】	〔5〕学校教育施設の応急対策【以後、適時】	〔6〕社会教育施設の応急対策【以後、適時】 〔7〕応急教育の実施に向けた調整 〔8〕児童・生徒の学用品等の確保及び支給 〔9〕応急教育の実施

※ ◎印は課長が部長を、○印は副部長を務める。消防部は消防団長が部長、消防団副団長が副部長を務める。

※ 時系列対応表の、各部・班及び災害対応事項の番号は「5. 各部の初動対応項目」に連動しています。

※ 災害の態様は様々であり、状況によってはそれぞれの事務処理が前後することがあります。また、最低限の災害対策活動を掲載しており、活動項目が増えることがあります。

5. 各部の初動対応項目

(1) 総務部

〔1〕庁舎内の安全確保

- 来庁者と職員の安全確保・避難誘導
 - 庁舎内被災者の有無確認
 - 被災者がいる時は救助活動
 - 課ごとに集合、人員点呼
- 庁舎の被害状況の調査・把握（建物、電話・FAX等の確認）
 - 火災発生の予防・初期消火
 - 危険箇所の立ち入り禁止措置
 - 庁舎の電源、通信、水道等の確保

〔2〕地震情報等の収集【以後、適時】

- 地震情報等の収集
 - 緊急地震速報〔テレビ・ラジオ〕
 - ・ 緊急地震速報（警報）（震度5弱以上の揺れが予想された場合の震度4以上が予想された地域）
 - ・ 震度6弱以上の揺れが予想された場合は地震動特別警報
 - 地震情報〔テレビ・ラジオ・インターネット、奈良地方気象台、県防災統括室〕
 - ・ 震度速報
 - ・ 震源に関する情報
 - ・ 震源・震度に関する情報
 - ・ 各地の震度に関する情報
 - ・ その他
 - 警報等〔テレビ・ラジオ・インターネット、奈良地方気象台、県防災統括室〕
 - ・ 警報
 - ・ 注意報
- J-ALERTからの情報収集
- 異常現象発見者からの通報

〔3〕配備体制の決定

- 第1次準備体制（レベル1）
 - 第1次準備体制（レベル1）の基準に達した場合は、総務課長は第1次準備体制（レベル1）をとる
 - ・ 総務課長は村長に第1次準備体制（レベル1）の基準に達した状況を報告
 - ・ 関係職員に動員連絡（庁内放送、電話等）
 - 関係職員の参集状況を確認後、情報収集を実施
- 第2次準備体制（レベル2）
 - 第2次準備体制（レベル2）の基準に達した場合は、総務課長は第2次準備体制（レベル2）をとる
 - ・ 総務課長は村長に第2次準備体制（レベル2）の基準に達した状況を報告
 - ・ 関係職員に動員連絡（庁内放送、電話等）
 - 関係職員の参集状況を確認後、災害対策を実施
- 第1次非常体制（レベル4）
 - 第1次非常体制（レベル4）の基準に達した場合は、総務課長は第1次非常体制（レベル4）をとる
 - ※総務課長は村長に第1次非常体制（レベル4）の基準に達した状況を報告
 - 村長は災害対策本部を設置
 - 全職員に動員連絡（庁内放送、電話等）

● 第2次非常体制（レベル5）

- 第2次非常体制（レベル5）の基準に達した場合は、総務課長は第2次非常体制（レベル5）をとる
 - ※総務課長は村長に第2次非常体制（レベル5）の基準に達した状況を報告
- 村長は災害対策本部を設置
- 全職員に動員連絡（庁内放送、電話等）

〔4〕 職員の動員状況の確認【以後、適時】

- 職員の参集人数の把握
- 参集途中の情報把握

〔5〕 災害対策本部の設置・運営

● 村災害対策本部の立上げ

（勤務時間外の場合は、参集職員により本部の設置準備）

- 災害対策本部設置場所
 - ・ 役場庁舎
 - ・ 被災等により使用できない場合は、被災を免れた最寄りの公共施設内
- 黒滝村災害対策本部の看板の設置
- 本部用備品の準備
- 通信手段の確保
 - ・ 通信設備・施設が使用不可能の時、仮設アンテナ設置等により通信を確保
 - ・ 村本部と県本部及び防災関係機関との通信機能の確認
 - ・ 県防災行政通信ネットワーク、大和路情報ハイウェイの確認
 - ・ 災害時優先電話の確認〔西日本電信電話（株）〕
 - ・ 本部室に単独電話を設置し、緊急時用単独電話がかかるよう回線の切り替え
 - ・ その他通信設備の確認
- 災害対策本部設置の通知
 - ・ 県知事（県防災統括室）
 - ・ 奈良県広域消防組合
 - ・ 吉野警察署
 - ・ 近隣市町村
 - ・ 村防災会議委員
 - ・ 報道機関
 - ・ 庁内職員
 - ・ 住民

〔6〕 県への報告①

〔県防災統括室〕

発災後：災害の状況及び応急対策の概要

〔7〕 本部会議の開催【以後、適時】

- 本部会議は、災害対策本部設置後、速やかに開催
- 本部会議の決定事項、本部会議運営の留意事項

〔8〕 避難指示等の発令【以後、適時】

危険地域への避難指示等の発令

発令のタイミング等について関係機関より助言を得る〔奈良地方気象台、奈良国道事務所、県防災統括室等〕

〔9〕 住民への地震情報等の伝達①

テレビ放送、こまどりケーブル、ラジオ放送、防災放送、サイレン、広報車、村ホームページ、緊急速報メール、登録制メール、インターネット、FAX、SNS、IP告知システム、アラート、自治会・区長等を通じ各戸伝達、消防団・警察・自主防災組織・近隣住民等による直接的な声かけ等により住民へ情報伝達

- 地震動特別警報発表時は、J-A L E R Tと連動した防災行政放送にて住民へ情報伝達

- 地震規模、震源地等の地震情報
- その他

〔10〕 住民への地震情報等の伝達②【以後、適時】

テレビ放送、こまどりケーブル、ラジオ放送、防災放送、サイレン、広報車、村ホームページ、緊急速報メール、登録制メール、インターネット、FAX、SNS、IP告知システム、Lアラート、自治会・区長等を通じ各戸伝達、消防団・警察・自主防災組織・近隣住民等による直接的な声かけ等により住民へ情報伝達

- 地震情報〔テレビ・ラジオ・インターネット、奈良地方気象台、県防災統括室〕
 - 震度速報
 - 震源に関する情報
 - 震源・震度に関する情報
 - 各地の震度に関する情報
 - その他
- 異常現象発見者からの通報

〔11〕 避難指示等の住民への広報【以後、適時】

- 危険地域への避難指示等の発令
 - 発令のタイミング等について関係機関より助言を得る〔奈良地方気象台、奈良国道事務所、県防災統括室等〕
- 住民への広報〔自治会・区長、奈良県広域消防組合、黒滝村消防団〕
 - 住民への広報は次の事項を明らかにする
 - 避難対象地域（地区名、施設名等）
 - ・ 避難先及び避難経路（安全な方向、経路、避難場所の名称）
 - ・ 避難指示・緊急安全確保の理由（避難要因、避難に要する時間等）
 - ・ その他必要な事項（携行品、要配慮者優先避難等）

〔12〕 消防団の動員、自主防災組織への要請

- 消防団の動員〔黒滝村消防団〕
- 自主防災組織への災害対策活動実施要請〔自主防災組織〕

〔13〕 警戒区域の設定【以後、適時】

- 危険地域の把握
- 警戒区域の設定
 - 立入の制限、禁止
 - 退去命令
 - 降雨等による二次災害への防止措置
 - 危険箇所への防護施設、道路標識の設置〔吉野警察署、奈良県広域消防組合、黒滝村消防団〕
- 土木建築業者への応援出動要請〔建設業関係団体〕→建設部と連携

〔14〕 被害状況調査の指示

各部に被害状況調査の指示

〔15〕 各部からの被害情報収集【以後、適時】

- 登庁者からの被害情報収集、とりまとめ
- 各部から随時提出される被害情報を、定期的にとりまとめ、本部会議に提出
- 必要に応じ、現地に赴き写真撮影を行う

〔16〕 被害状況調査のとりまとめ【以後、適時】

- 被害状況の整理
 - 人・住家の被害
 - 避難に関する状況（避難指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数）
 - 福祉関係施設被害
 - 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害

- 水道施設被害
- 農業生産用施設、農作物等被害
- 畜産被害
- 水産被害
- 農地、農業用施設被害
- 林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害
- 林産物、林産施設被害
- 商工関係被害
- 公共土木施設被害
- 村営住宅
- 公園緑地等の被害
- 県有建築物被害（財産を含む。）（文化財、警察関係施設を除く。）
- 文教関係施設被害
- 文化財被害
- 警察関係施設被害
- 生活関連施設等被害
- その他

- 村全図を活用した「被害状況図」の作成（災害対策本部にて常時記入）

[17] 県への報告②【以後、適時】

〔県防災統括室、吉野土木事務所、吉野福祉事務所、吉野保健所、南部農林振興事務所、中
南和県税事務所等〕

被害の全貌が判明又は応急復旧が完了するまで随時：被害の概要及び応急復旧の見通し

[18] 自衛隊、緊急消防援助隊等の派遣要請依頼

- 自衛隊の派遣を要請依頼〔県防災統括室〕
 - 要請依頼する際には次の事項を明らかにする
 - ・ 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - ・ 派遣を希望する期間
 - ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ・ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項
 - 県へ派遣要請依頼ができないときは直接部隊に通知〔陸上自衛隊第4施設団〕
 - 自衛隊派遣ヘリポートの整備〔臨時ヘリポート：黒滝健民運動場、黒滝・文化とスポーツの森、黒滝ふれあい運動場、黒滝小学校・中学校〕
- 奈良県消防広域相互応援協定による応援、緊急消防援助隊、DMAT、DPATの派遣を要請依頼〔県防災統括室〕
 - 要請依頼する際には次の事項を明らかにする
 - ・ 災害の種類
 - ・ 災害発生の日時、場所及び被害の状況
 - ・ 要請する車両、資機材等の種別及び数量並びに人員
 - ・ 応援隊の到着希望日時及び集結場所
 - ・ その他必要な事項

[19] 緊急通行車両の確保

- 公用車両、駐車場の確保
- 緊急車両の確認申請〔吉野警察署〕

[20] 職員体制の整備

災害対策の長期間化に備えた職員体制を整備

- 業務の集中する部を考慮して職員の交代制や他の部への応援体制をとる（帰宅できない日が3日を超えることのないようにする）
- 職員の健康管理に留意

〔21〕 県及び応援協定団体等への応援要請【以後、適時】

応援協定書に基づく応援要請

〔22〕 被害状況の報道機関への発表【以後、適時】

報道機関への発表

- 記者発表会場の確保
- 報道記者の待機場所の確保
- 発表資料は、ホワイトボード等に常時掲示
- 管内地図（地名・ふりがな付き）にて被害状況等を提示
- 報道関係者の駐車場の確保

〔22〕 住民、自治会・区長への広報【以後、適時】

広報すべき事項に文案及び優先順位を設定、迅速な広報の実施

- 災害対策本部設置に関する事項
- 災害の概況（火災状況等）
- 余震等に関する地震情報及び注意の喚起
- 地震発生時の注意事項（特に出火防止）
- 避難の指示、避難場所の指示
- 電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- 防疫に関する事項
- 医療救護所の開設状況
- 被災者等の安否情報
- 不安解消のため、住民に対する呼び掛け
- 自主防災組織に対する活動実施要請
- 交通機関の運行状況及び交通規制状況
- 犯罪防止に関する情報
- 建物の危険度判定情報
- 道路、橋梁、河川等公共施設の被害状況
- 生活再建、仮設住宅、教育、復旧計画に関する情報
- その他必要と認められる情報

**〔24〕 防災行政放送、広報紙、インターネット等による
広報【以後、適時】**

各時点における公表できる内容を速やかに広報

- 災害の内容
- 各時点での災害状況・災害対策状況
- 避難所情報
- 飲料水、食料品、生活必需品の供給状況
- 応急給水の実施状況
- その他

〔25〕 県及び応援協定団体等の受入れ

- 応援人員の受入れ
 - 宿舍の確保
 - 食料品の確保、配給
- 応援協定団体との連絡調整

〔26〕 村議会との連絡調整【以後、適時】

防災関係予算に関する緊急村議会開催の調整

- 村議会議員との連絡・調整

〔27〕 災害救助法の適用判断及び申請

- 住家が滅失した世帯の数より、災害救助法の適用を判断（下記のいずれか）
 - 村の区域内において、30以上の世帯の住家が滅失したとき。
 - 奈良県の区域内において、1,500以上の世帯の住家が滅失した場合であって、村の区域内の15以上の世帯の住家が滅失したとき。
 - 奈良県の区域内において、7,000以上の世帯の住家が滅失した場合であって、村の区域内で多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - 被害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じる場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。
- 適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込のあるときは、村長は直ちに次の事項を明確にしたうえで知事に報告し、災害救助法の適用を要請
 - 災害発生の日時及び場所
 - 災害の原因及び被害の状況
 - 法の適用を要請する理由
 - 法の適用を必要とする期間
- 既に実施した救助措置及び今後実施予定の救助措置

〔28〕 村外への避難【以後、適時】

村外への避難（広域一時滞在）

- 村の避難所に被災者を収容できないとき、本部長（村長）は、県に対し被災者の他市町村への広域避難を要請〔県防災統括室、近隣市町村〕
- 避難者の移送手段の確保
- 職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗
- 移送された被災者の避難所の運営は村が行い、被災者を受入れた市町村に運営協力を要請

〔29〕 広域避難の受入れ

- 知事及び避難元市町村との広域避難受入れの調整〔県防災統括室、避難元市町村〕
- 広域避難者対策→防疫医療部と連携
 - 広域避難者用避難所の確保
協定業者への協力要請
 - 広域避難者用避難所への誘導
 - 食料品・飲料水・毛布等の配給

〔30〕 県への報告③

〔県防災統括室、吉野土木事務所、吉野福祉事務所、吉野保健所、南部農林振興事務所、中南部和県税事務所等〕

- 被害が確定したとき：被害の確定報告

〔31〕 罹災証明書の発行

罹災状況の確認

- 罹災調査受付、証明書発行窓口の設置
- 現地調査の実施

（2） 消防部

消防計画による。

(3) 民生部**〔1〕 避難所の開設・管理・運営**

- 避難所施設の管理者は施設に直行
 - 避難所管理要員を派遣し避難所の受入れ体制を整備
 - 避難所に「運営事務室」を開設、避難所運営責任者を決定
 - 学校授業中等は学校へ児童・生徒の確認を要請
 - 施設の確認と避難所運営委員会の立上げ
 - 避難所として使用可能かの確認
 - 電源装置、非常用電源の確認
 - 設備、備品等の転倒防止及び落下防止措置
 - 電話、FAX等の通信機能の確保〔西日本電信電話(株)〕
 - その他施設の点検調査等
 - 役割分担の確立(避難所運営委員会と、施設管理者、自主防災組織、ボランティア団体等で調整)
 - 施設管理者、自主防災組織、ボランティア団体等と協議の上、避難者、自主防災組織等の協力を得て、活動ごとの場所の決定
 - 食料品・物資集積保管場所
 - 炊き出し場所
 - ごみ置場
 - 仮設トイレ
 - 給水タンク、給水場所
 - 避難所の立看板を施設正門等に設置
 - 避難所開設状況を総務部に報告
 - 要配慮者への配慮
 - 関係書類の準備
 - 家庭動物の保護
- ※上記のほか、「避難所運営マニュアル」に基づく対応を実施

〔2〕 避難指示等の実行【以後、適時】

- 避難誘導〔自主防災組織、吉野警察署、奈良県広域消防組合、黒滝村消防団〕
 - 避難場所・避難路沿いの要点等に誘導にあたる職員、消防団員等を配置、あるいは案内標識を設置
 - 避難は幼少児、女性、高齢者及び障がい者等を優先
 - 避難指示等に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導
 - 避難誘導は、消防団、自主防災組織等の協力による集団誘導とする
- 避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、直ちに再避難を実施

〔3〕 避難行動要支援者に対する避難支援

- 施設入所者
 - 村内福祉施設に連絡をとり、施設入所者の被害状況の確認
 - 施設管理者の要請により、施設に職員を派遣し、救護・避難誘導の援助
 - 施設が被災している場合は、入所者の受入れ先の調整、搬送手段の確保〔吉野保健所、奈良県広域消防組合〕
- 在宅の高齢者・障がい者等
 - 広報車等により避難活動の呼びかけを実施→総務部と連携
 - 避難行動要支援者名簿に基づき、自主防災組織、消防、警察署、民生児童委員、村社会福祉協議会、社会福祉施設と連携して避難所まで誘導する〔奈良県広域消防組合、黒滝村消防団、吉野警察署、村社会福祉協議会〕

〔4〕各被害状況調査【以後、適時】

- 被害状況調査の実施
 - 避難に関する状況（避難指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数）
 - 福祉関係施設被害
 - 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害
 - 県有建築物被害（財産を含む。）（文化財、警察関係施設を除く。）
 - 生活関連施設等被害
 - その他
- 被害状況を総務部へ報告

〔5〕住民からの被害情報収集【以後、適時】

住民からの被害情報を、定期的にとりまとめ、本部会議に提出

〔6〕医療救護所の設置・運営

- 医療救護の必要性の状況把握
 - 医療施設の被害状況・診療機能の確保状況
 - 医薬品等医療資機材の需給状況
 - 医療施設、医療救護所等への交通状況
- 医療救護所開設場所の選定
- 医療救護所開設準備

〔7〕医療救護活動

- 医療救護体制の確立
 - 医療救護班による救護活動〔地区医師会、奈良県医師会〕
 - 医療救護班の派遣要請〔吉野保健所、奈良県医師会、奈良県歯科医師会、奈良県薬剤師会、日赤奈良県支部〕
 - 医療救護班、消防職員等による重傷者の振り分け（トリアージの実施）〔奈良県広域消防組合〕
- 医療体制、医療品・医薬品の支援等応援要請〔吉野保健所〕
- 後方搬送体制の整備〔奈良県広域消防組合〕
- 救急医療品、医薬品の確保〔奈良県薬剤師会〕

〔8〕避難者名簿の作成【以後、適時】

- 各避難所に避難者名簿を作成
（避難所運営本部近くに避難者名簿一覧表の掲示）
- 各避難所の避難者名簿をとりまとめ、定期的に総務部へ報告

〔9〕被災者の安否情報の問い合わせへの対応【以後、適時】

- 被災者情報を被災者名簿として定期的にとりまとめ、本部会議に提出
- 問い合わせ対応体制の確立
 - 問い合わせ担当者の決定
 - 問い合わせ窓口の設置
- 個人情報であるため提供については慎重を期する
 - 照会者の氏名・住所等を明らかにする
 - 照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにする
 - 照会者に対して本人確認資料の提示又は提出をもって確認する
- 提供できる情報内容（被災者の同意がある場合等はこの限りでない）
 - 被災者の同居の親族からの問い合わせ（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）
 - ・ 被災者の居所
 - ・ 被災者の負傷若しくは疾病の状況
 - ・ 被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

- 被災者の親族（前記に掲げる者を除く）又は被災者の職場の関係者その他の関係者からの問い合わせ
 - ・ 被災者の負傷又は疾病の状況
- 被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者からの問い合わせ
- 被災者について保有している安否情報の有無

〔10〕食料品の確保【以後、適時】

- 必要数量の調査・確認
- 緊急物資集積場所の設定
- 調達先、保有量の把握
- 炊き出し状況の把握
- 必要品目及び数量等の確認
 - 必要品目
 - 必要数量
 - 引き渡し場所
 - 受取責任者
- 応援要請〔県防災統括室〕
- 災害救助用米穀の緊急引渡しの要請〔近畿農政局奈良県拠点〕

〔11〕生活必需品等の確保【以後、適時】

- 必要品目及び数量の調査
 - 品目例（寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、光熱材料等）
- 緊急物資集積場所の設定
- 調達先、保有量の把握
- 必要品目及び数量等の確認
 - 必要品目
 - 必要数量
 - 引き渡し場所
 - 受取責任者
- 応援要請〔県防災統括室〕

〔12〕帰宅困難者への対応

- 来村者の被災者状況の把握
- 帰宅困難者対策
 - 一時滞在場所の確保
 - 食料品・飲料水・毛布等の配給
- 交通機関の復旧情報の広報

〔13〕食料品の配給【以後、適時】

- 食料品の配給場所・時間の決定、広報→地域振興部・総務部と連携
- 配給は、原則として避難所で実施
 - 自主防災組織等の協力を得て実施
 - 公平かつ円滑に実施できるよう配慮
 - 供給場所に取りに来られない人にも配給
 - 自宅等に残留する被災者に対しては、最寄りの避難所において配給
 - 要配慮者への優先的配給

〔14〕福祉避難所の開設・運営

- 避難行動要支援者の避難状況の実態調査
 - 協定事業者に被災状況を確認し、連携して福祉避難所の開設
 - 避難所から避難行動要支援者を福祉避難所へ順次移送
- 村内で対応しきれない場合は、村外へ搬送〔県防災統括室、地域保健医療調整本部（吉野保健所）、奈良県広域消防組合〕

〔15〕 避難所における医療救護活動【以後、適時】

- 医療救護班を各避難所に定期的に巡回
- 避難所ごとに、健康相談窓口を設置
- 避難所において健康診断、「こころのケア」のための相談などを実施し、避難生活の長期化に備える

〔16〕 生活必需品等の配給【以後、適時】

生活必需品等の配給場所・時間の決定、広報→地域振興部・総務部と連携

- 配給は、原則として避難所で実施
- 自主防災組織等の協力を得て実施
- 公平かつ円滑に実施できるよう配慮
- 供給場所に取りに来られない人にも配給
- 自宅等に残留する被災者に対しては、最寄りの避難所において配給
- 要配慮者への優先的配給

〔17〕 炊き出しの実施

- 炊き出し実施場所の決定
- 実施責任者の決定
- 炊き出し材料の調達
- 自主防災組織への協力要請
- 炊き出し場所・時間の決定、広報→総務部と連携
- 必要に応じ自衛隊へ応援要請〔陸上自衛隊第4施設団〕

〔18〕 仮設トイレの設置【以後、適時】

- 水洗トイレの使用の可否の確認
- 仮設トイレ等の設置
 - 仮設トイレの確保
 - 水洗トイレの使用不可な避難所に設置
 - 必要数量、設置場所を選定し、設置

〔19〕 防疫措置の実施【以後、適時】

- 村全域の衛生状態・感染症等の疾病状況の把握
 - 避難所、医療救護所等へ衛生及び防疫措置指導を実施
 - 防疫機器を用いて消毒薬品を散布（感染症が発生・発生するおそれのある地域を優先）
 - 予防接種の実施
- 防疫薬品が不足した場合は、応援要請〔吉野保健所〕

〔20〕 遺体の捜索・処理

- 行方不明者の届け出の受理
- 遺体捜索隊の編成〔吉野警察署、奈良県広域消防組合、黒滝村消防団、奈良県医師会、日赤奈良県支部〕
- 遺体安置場を選定
- 警察に遺体検案の要請
- 棺・ドライアイス等の準備
- 遺体の引き取り手がない場合、村が埋・火葬の処置を行う

〔21〕 広域避難の受入れ

- 知事及び避難元市町村との広域避難受入れの調整〔県防災統括室、避難元市町村〕
- 広域避難者対策→総務部と連携
 - 広域避難者用避難所の確保
 - 広域業者への協力要請
 - 広域避難者用避難所への誘導
 - 食料品・飲料水・毛布等の配給

〔22〕 し尿の収集・処理

- し尿処理対象人員等と地域状況の把握
災害の規模に応じ、業者に汲み取りの依頼〔し尿くみ取り業者〕
- し尿処理の実施状況等を適宜広報する→総務部と連携

〔23〕 廃棄物の収集・処理

- 処理方法及び収集方法を広報・周知（特に河川、道路及び谷間等に投棄しないよう広報）
→総務部と連携
- 災害廃棄物仮置場を選定
- 自家処理できないものについては、可燃ごみ、がれき、残骸物等に分類し、最寄りの仮置場に搬出するよう広報
- 車両及び要員の確保
- 処理業者及び収集・運搬業者への協力依頼〔県防災統括室、他市町村〕
- ごみ、その他の廃棄物の収集・処理にあたっては、被災地の状況を考慮し、緊急処理を要する地域から実施
- 仮置場は、衛生上支障のないよう消毒
- その他の必要な措置を実施

〔24〕 ボランティアとの連携

ボランティア関係は村社会福祉協議会が実施し、村は緊密に連絡を取る。
〔村社会福祉協議会〕

〔25〕 被災者相談窓口の設置

- 避難所、役場において被災者相談窓口を設置
- 避難所ごとに、健康相談窓口を設置（社会福祉士・介護福祉士・児童相談員等の専門家による相談等）
- 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

〔26〕 ペット対策

- 被災により放浪する犬猫について、救助・保護収容
- 収容先について県と協議し場所を選定〔吉野保健所、県防災統括室〕
 - 必要に応じてボランティア団体に協力要請〔ボランティア団体〕

〔27〕 死亡獣畜の処理

- 死亡獣畜は占有者が処理することを原則とするが、占有者が占有の意思を放棄した死亡獣畜で、自らの資力でこれを処理できない場合、収集・処理を行う
- 死亡獣畜発見者の連絡を受けた時は、直ちにその状況を調査、県に報告
- 必要に応じて家畜伝染病予防法に基づく家畜防疫員の検案
- 消毒その他の衛生処理を実施
- 死亡獣畜を直ちに収集し、関係機関が協議のうえ、焼却又は埋却

〔28〕 被災者台帳の作成

- 罹災状況の確認
- 被災者台帳の作成

〔29〕 義援金品の管理

- 義援金口座の開設
- 義援金品の募集
- 報道機関に協力を依頼

〔30〕 義援金品の配分

本部長が義援金品配分委員会を設置し、配分率及び配分方法を決定

(4) 建設部

〔1〕 災害危険箇所のパトロール【以後、適時】

- 土砂災害危険箇所のパトロール
 - 土砂災害警戒区域
 - 土砂災害特別警戒区域
 - 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険箇所
 - 砂防指定地
 - 土石流危険溪流
 - 地すべり危険箇所
 - 山腹崩壊・崩壊土砂・小規模山地崩壊危険地
- 水防箇所のパトロール
 - 河川指定区間
- 前兆情報の収集
 - 山鳴りがする
 - 雨が降り続けているのに川の水位が下がる
 - 川の流れが濁り流木が混ざりはじめる
 - 小石がパラパラ落ちてくる
 - 地面にひび割れができる
 - 斜面から水がふき出す

〔2〕 交通規制【以後、適時】

- 警察署へ交通規制の要請（緊急通行車両のみ通行可能）〔奈良県警察本部、吉野警察署〕
 - 交通規制が必要と考えられる状態
 - ・ 道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると判断し、交通の混乱防止のための通行禁止又は制限を行う場合
 - ・ 避難指示等発表されたときに避難路を確保する場合
 - 道路の通行禁止又は制限を行う場合は、対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設置
 - 代替道路、交通規制箇所等の状況を県に報告〔吉野土木事務所等〕
 - 代替道路、交通規制箇所等の広報→総務部と連携
- 自動車の自粛協力を求める広報を実施→総務部と連携
- 被害状況確認のための調査（道路、橋梁、河川等）
- 国道、県道及び道路占有物が破損した場合は、管理者に通報し、復旧を要請〔奈良国道事務所、吉野土木事務所等〕
- 工事現場の保安措置
- 土木建築業者への応援出動要請〔建設業関係団体〕

〔3〕 土砂災害への対応【以後、適時】

- 前兆情報を覚知した場合は、直ちに県に報告〔県防災統括室、吉野土木事務所等〕
- 避難指示等を発令して住民避難→総務部・防疫医療部と連携

〔4〕 各被害状況調査【以後、適時】

- 被害状況調査の実施
 - 水道施設被害
 - 農業生産用施設、農作物等被害
 - 畜産被害
 - 水産被害
 - 農地、農業用施設被害
 - 林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害
 - 林産物、林産施設被害
 - 商工関係被害
 - 公共土木施設被害

- 村営住宅
- 公園緑地等の被害
- 県有建築物被害（財産を含む。）（文化財、警察関係施設を除く。）
- 文化財被害
- 生活関連施設等被害
- その他
- 被害状況を総務部へ報告

〔5〕飲料水の確保【以後、適時】

- 必要数量の調査・確認
- 調達先、保有量の把握
- 必要数量等の確認
 - 必要数量
 - 引き渡し場所
 - 受取責任者
- 応援要請〔県防災統括室、隣接市町村〕

〔6〕上下水道関連施設の応急処置【以後、適時】

- 被害状況調査の実施
 - 浄水施設
 - 配水施設
 - 上下水道管
- 被害状況を総務部へ報告
- 被災現場の保安措置
- 被害規模に応じ施設の停止
 - 断水状況を広報→総務部と連携
- 上下水道工事業者と連携して応急対策の実施

〔7〕被災建築物・被災宅地応急危険度判定の実施

- 被災建築物・被災宅地応急危険度判定の実施
 - 被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請〔県防災統括室、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会〕
- 判定用資機材の準備
 - 腕章等
 - 判定ステッカー
 - 判定調査票
 - 住宅地図
 - その他
- 優先すべき防災上の拠点となる施設（役場庁舎、避難所、医療救護所等）の指定

〔8〕応急給水の実施【以後、適時】

- 給水計画の作成
 - 給水対象人員の調査
 - ・ 必要給水量の確認
 - ・ 給水場所・時間の決定
 - ・ 応急給水実施の広報
 - 応急給水の実施
 - ・ 給水隊の編成
 - ・ 給水車の確保
- 医療救護所、避難所等に給水車による給水を実施
- 応急給水の実施を広報→総務部と連携
- 応援要請〔県防災統括室、隣接市町村〕

〔9〕 障害物の除去【以後、適時】

- 住居又はその周辺に運ばれた障害物（土砂・竹木）の除去
 - 土木建築業者への応援出動要請〔建設業関係団体〕
 - 災害ボランティアの斡旋〔村社会福祉協議会〕
 - がれきの仮集積場の指示
- 防疫措置

〔10〕 災害危険箇所の応急対策【以後、適時】

災害発生箇所の応急対策

- 国・県及び関連団体等と連携して応急対策の実施〔奈良国道事務所、県防災統括室、吉野土木事務所、吉野警察署、奈良県広域消防組合、黒滝村消防団、建設業関係団体〕

〔11〕 農林業に関すること【以後、適時】

- 農業対策
 - 県及び関連団体と連携して災害技術対策を実施〔南部農林振興事務所、奈良県農業協同組合〕
 - 農業用排水路の水門操作を関連団体に依頼
- 畜産業対策
 - 家畜飼育者に家畜の避難の呼び掛け
 - 飼料の確保が村内で対応できない場合は、県、飼料販売者に応援要請〔南部農林振興事務所〕
 - 家畜の疫病予防、衛生管理
- 林業対策
 - 県及び関連団体と連携して被害状況の把握及び技術指導等を実施

〔12〕 山林災害並びに治山施設の災害【以後、適時】

- 山林災害並びに治山施設の災害の応急対策
- 国・県及び関連団体等と連携して応急対策の実施〔奈良国道事務所、県防災統括室、吉野土木事務所、吉野警察署、奈良県広域消防組合、黒滝村消防団、建設業関係団体〕

〔13〕 応急仮設住宅の建設・住宅の応急修理、文化財の応急対策

- 応急仮設住宅建設の決定〔県防災統括室、(一社)プレハブ建築協会〕
 - 設置及び設置戸数の決定
 - 設置計画の策定
 - 設置場所の決定
 - 建設・設置〔建設業関係団体〕
 - 入居者の選定（要配慮者の優先入居）
 - 定期的な維持管理
- 住宅の応急修理を実施
- 文化財所有者と連携し、文化財の被災防止措置を実施

〔14〕 農林業関係者への措置

農林業関係者に対し経営資金等の融通措置などの広報を実施

〔15〕 中小企業関係者への措置

災害時の県制度融資や既往制度融資等の債務償還延長などの制度について、中小企業へ広報を実施。

(5) 教育部**〔1〕 児童・生徒の安全確認、避難**

- 児童・生徒の安全確認
- 避難行動
 - 避難場所の確認
 - 避難行動
 - 避難場所でさらに危険を感じた場合の2次避難
 - 通学区域ごとの集団下校、又は教員による引率等の措置
 - 児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者へ連絡
- 施設の被害状況の確認
 - 危険箇所の立ち入り禁止措置
- 被害状況調査の実施
 - 児童・生徒の被害状況・避難状況調査
- 被害状況を総務部へ報告

〔2〕 保護者等からの問い合わせへの対応

- 問い合わせ対応体制の確立
 - 電話等の通信機能の確保
 - 問い合わせ担当者の決定
- P T Aとの連絡確保
- 保護者への引渡し

〔3〕 各被害状況調査【以後、適時】

- 被害状況調査の実施
 - 文教関係施設被害
 - 県有建築物被害（財産を含む。）（文化財、警察関係施設を除く。）
 - 生活関連施設等被害
 - その他
- 被害状況を総務部へ報告

〔4〕 被災児童・生徒への対応【以後、適時】

- 状況により臨時休校等適切な措置
- 避難所と児童・生徒との兼合い・分離を避難所運営責任者と調整
- 施設内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒の保健衛生に留意

〔5〕 学校教育施設の応急対策【以後、適時】

- 学校教育施設の使用可否の決定
- 校舎等の電源、通信、水道等の確保
 - 土木建築業者と連携して応急対策の実施〔建設業関係団体〕→建設部と連携

〔6〕 社会教育施設の応急対策【以後、適時】

- 施設管理者と連携し、施設の使用可否の決定
- 土木建築業者と連携して応急対策の実施〔建設業関係団体〕→建設部と連携

〔7〕 応急教育の実施に向けた調整

- 校舎等が使用できない場合の代替施設の調整〔県教育委員会〕
- 教員の確保調整〔県教育委員会〕

〔8〕児童・生徒の学用品等の確保及び支給

- 県と連携して実施〔県教育委員会〕
- 学用品等の必要数の把握
- 学用品給与の方法
 - 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立案
 - 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のものとする
- 学用品の品目
 - 教科書及び教材
 - 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）
 - 通学用品（運動靴、傘、カバン、長靴等）
- 支給は学校を通して実施

〔9〕応急教育の実施

- 応急教育計画の立案
 - 応急教育実施場所の決定
 - 実施場所の大きさにより臨時学級の編成
 - 不足教員数の報告
 - 教材等の必要数の調査
 - 給食施設の応急復旧
- 応急教育計画の広報→総務部と連携
- 教材等の必要数の支給

参考資料

1. 各種メモ

(1) 参集経路における被害状況メモ

(参集途上で情報を収集し、記入して報告しましょう)

被害状況	地点		場所		場所	
	場所		日時		日時	
人的被害						
住家被害						
道路被害						
橋梁被害						
河川被害						
がけ崩れ						

参考資料

被害状況	地点					
	場所		場所		場所	
	日時		日時		日時	
上下水道被害						
下水道被害						
通信被害						
電気被害						
ガス被害						
その他 (処理・対応 状況など)						

(2) 各自の業務概要

(各自各所属の事務分掌等を参考に必ず記入し、確認しましょう)

わたしの業務	水害・土砂災害等発生時	
	地震発生時	
	その他	

(3) 自分の課の緊急時連絡網・防災体制について貼り付けておきましょう！

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page. It is intended for pasting information related to the emergency contact network and disaster response system of the user's department.

(4) 各自の関係機関の連絡先

関係機関名・部署・担当	電話番号等	備考
	TEL FAX	

(5) 自分自身のメモ

【個人情報】

(ふりがな) 氏 名		血液型	
住所 (自宅)			
電話番号			
F A X 番号			
携帯番号			

【所属情報】

(令和 年度)

所 属 名	
電話番号 (内線番号)	
F A X 番号	

(令和 年度)

所 属 名	
電話番号 (内線番号)	
F A X 番号	

(令和 年度)

所 属 名	
電話番号 (内線番号)	
F A X 番号	

